

教育民生常任委員会
予算・決算常任委員会教育民生分科会

(平成25年9月17日)

日置記平委員長

皆さん、おはようございます。昨日の台風18号につきましては、いろいろと心配を皆さんもされたと思いますが、大事に至らなかった、また、ちょっとけがをされた方もおられるようですが、早く回復されるようにね。きょうは台風一過で、すばらしい天気になりました。

もう時間を気にすることもないと思いますが、たっぷりありますので、積極的にご意見をいただきたいと思います。

土井委員はきょうはお休みをされます。小川委員は少しおくれてこられます。傍聴者がお一人、市民の方がございます。

では、先週に続いて始めさせていただきますが、追加資料がありますので、追加資料から説明をいただきましょうか。

部長、よろしいか。

(「最初に担当課長のほうから」と呼ぶ者あり)

駒田健康福祉部参事兼保護課長

おはようございます。

先日の委員会で追加の資料の提出を求められたものについてご説明させていただきます。決算常任委員会教育民生分科会追加資料ということで、右肩のほうに健康福祉部資料ナンバー6と書いてあるものをごらんいただきたいと思います。

1ページ目でございます。これは、就労支援の対象者となっております稼働年齢層に対する就労支援の状況についてまとめさせていただいたものでございます。こちらについては1900名弱の稼働年齢層のうち376名を就労支援の対象としており、就労支援が必要な者に対しましては、就労支援員並びにケースワーカーによって支援を行っているような状況でございます。

続きまして、2ページ目でございます。これは委員会の中でご指摘をいただきました、就労を開始した人員につきまして、再度就労した者を含めまして延べ人員で計上しておりましたものを実人員に改めさせていただきます。左のほうの就労支援の推移というところ

ろでございます。こちらの「就労開始（人）」となっているところが、実人員というふう
に改めさせていただいております。今後、こういった資料の提出に当たりましては、わか
りやすい資料に努めさせていただきます。どうも本当に申しわけございませんでした。

続きまして、3ページ目でございます。芳野委員のほうから求められておりました不正
受給の年次推移ということで取りまとめさせていただいております。不正の内容といたしま
して、理由として多いものということで、稼働収入の無申告ないし過少申告があったも
の、それと年金であるとか、各種の給付金等を申告いただいていたいなかった、この2点
が原因として大きなものでございます。

不正受給を防止するということにはあっても、正しい申告をいただくということが一番の
防止策でございますが、これにつきましては保護の開始時を初め、個々の受給者の方に十
分に説明させていただき、機会を捉えては周知の徹底を図っているところでもございま
す。やはりケースワーカーのほうでは、臨時的に申告が必要であるような場合について
も、そういったものは申告のほうをお願いしているところですが、申告の義務というよ
うなものをやっぱり十分理解していただけないというような方もございまして、平成
21年度以降、ケースもふえたということもありまして、件数は年々増加しているよう
な状況がござい
ます。

あと、平成24年度につきましては、それに加えまして、厚生労働省のほうから生活保
護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いというような形で通知がございまして、従
来ですと不正という扱いにしてこなかったような事例と申しますか、あるいは申告の
提出がおくれておったとか、それから、高校生の方がアルバイトなどをおったよう
なケースにつきまして、その判明した原因が、課税調査とか、保護課のほうで調査
をしたというふうなことで判明した場合については不正受給として取り扱いなさい
というような通知もございましたことから、24年度については件数のほうが大き
くふえたというのは、原因の一つとしてそちらのほうもござい
ます。

私からの説明は以上でございます。

松岡保険年金課長

資料のほうは、続きまして4ページのほうをお願いいたします。国民健康保険料の
収納についてでございます。滞納処分による収納額につきまして、現年度分、それ
から滞納繰越分の内訳を表示させていただいております。滞納処分による収納額は、
現年度分で383

万9741円、滞納繰越分は5931万5028円、合計で6315万4769円でございます。収納推進課、保険料収納室の収納分につきましては、表の右側で括弧で表記をさせていただいております。

それから、国民健康保険料移管の取り組みについてでございます。移管につきまして、まず、滞納額が高額となる者を抽出いたします。収納推進課と打ち合わせをいたしまして、移管予告通知を発送いたします。この予告通知に対しまして、何ら反応のない方を新規移管するとともに、前年度に収納推進課において調査、あるいは処分が未完了のものを継続として移管してまいります。このようにしまして、平成24年度は532件を収納推進課へ移管していったところでございます。

次に、保険料収納室におきます現在の課題でございますが、国民健康保険料と市税のほうでは滞納が共通することが多くございます。かつ差し押さえに当たっては財産保全についても重複することが多くございまして、保険料収納室を設置する前から収納推進課と合同滞納整理を進めてきたところでございます。こういったことから、保険料収納室の職員には滞納整理について一定の知識は蓄積されてきているところでございますけれども、保険料の賦課・収納事務を所管するところでございまして、滞納整理のみに特化した部署ではないというところから、現在では現年度の納付相談等の対応で多くの時間を費やしているところが現状でございます。

また、国民健康保険の加入者の方は、高齢者の方、あるいは低所得者の方が多い実態でございます。一旦、滞納が生じてしまうと短期間での解消はなかなか難しいといったことがございます。こうしたことから、収納推進課への移管は、累積滞納分が中心となっているところでございます。

続いて、資料のほうは5ページから10ページでございますが、収納推進課への移管に当たっての作業基準を添付させていただいております。国民健康保険料、介護保険料、それから後期高齢者医療保険料ときて、添付をさせていただいております。移管に当たっての方針から、対象者の選定、移管の時期・方法、それから裏面におきましては、移管後の処理等々について記載をしたものでございます。

私のほうからは以上でございます。

日置記平委員長

ただいまは、委員の皆さんから要求されました資料についての説明です。質問、要求さ

れた委員の皆さんを中心に、きょう、また出た資料についてご質問がありましたら、よろしく頼みます。

芳野正英委員

不正受給の年次推計、ありがとうございました。厚生労働省の通知が出たのは、そうすると、平成24年度の前に出て、平成24年度からの適用ということですか。それと、もう一回通知の名前をちょっと教えていただけますか。

駒田健康福祉部参事兼保護課長

通知は平成24年7月23日に出ておりました……。

芳野正英委員

また資料でいただいてもいいです。

駒田健康福祉部参事兼保護課長

済みません。平成24年7月23日付で、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」という通知が出てございます。

日置記平委員長

芳野委員、よろしいか。

中森慎二委員

資料をいただいたんですけど、ちょっと説明不足なので、今、読み込んでいるところなので、まだ十分理解していないんですが、資料の5ページに、国民健康保険料の収納推進課への移管基準のところなんですが、移管対象の選定というところを見ると、「毎年5月、高額かつ長期滞納分から抽出を行い移管予告文書を滞納者に送付する」ということ。ということは年に1回という理解でいいんですか。移管するタイミングというのは年に1回なんだということなんですか。

松岡保険年金課長

説明に至らない点がありまして申しわけありませんでした。今ご質問いただきました移管の時期でございますが、毎年5月、年間1回でございます。

中森愼二委員

そうすると、4ページの一番上の表の滞納処分、現年度分で、収納推進課収納分39万5866円というのはどういうこと。

松岡保険年金課長

移管をする滞納世帯の方につきまして、その後、現年度分が滞納として発生してくることがございます。こうしたときに現年度分もあわせて収納推進課のほうで徴収していただいている関係から、ここの金額を記載してございます。

中森愼二委員

先週もちょっとお話ししたけど、国民健康保険料の現年度分の滞納が8億から9億円発生している。これを潰さないと滞納累積は減らないという話をしましたよね。そうすると、このルールでいくと、毎年5月ということは、1年後、前年度分の過年度分、滞納繰越分の部分を中心に移管をしていくと、そういう現実の理解でいいわけ。たまたま現年度分がひっかかるものがあるということだけど、移管しているのは、前年度分、繰越分を中心なんだということなんですか。

松岡保険年金課長

収納推進課への移管につきましては、累積滞納分が中心となっております。

中森愼二委員

そこに問題があるんじゃないの。現年度分から高額の滞納者がいるわけでしょう、現実的には。そのところで、原課で抱えずに、収納推進課のほうに年に1回の移管、移行のタイミングじゃなくて、もう少しきめ細かくそういうものを移管していくことの作業の必要性というのはいないわけですか。そのことによって現年度分の8億から9億円という滞納の累積発生の部分を抑止していくということにはつながらないのかな。

松岡保険年金課長

確かに、委員ご指摘のとおり、現状としましては、現年度分について遅れている状況でございます。年度が進むにつれて現年度分の滞納が発生していることもありますことから、今後、この現年度分の扱いについては、やはり収納推進課の力をかりるところもあるんですが、そういうのも進めて、今以上に細かい期間で滞納整理を進めていかななくてはいけないというふうに考えてございます。

中森愼二委員

だけど、その繰り返しの結果が累積26億8000万円になっているんじゃないの。そんな甘いことの方ではだめなんじゃないのか、それを指摘しているんですよ。今までどおり、機能改善のやり方の部分で累積の解消はできるし、また、当年度分の滞納発生が8億、9億円出ているのが半減するんですよという話ならわかるんですけど、それを解決するためには従来のやり方ではだめなんじゃないかということをお前は指摘をしているわけだね。そこに今のお話でいくと、収納推進課への移行タイミングは毎年5月の1回のタイミングしかないんだとすると、そこに問題はないのかということをお前は言っているんですよ。問題はないの。それでいいなら、こんな8億から9億円、現年度分の滞納は発生してこないんじゃないの、問題がないんなら、累積で28億円積むことはないんじゃないの。

松岡保険年金課長

収納推進課へ移管する案件の件数、金額につきましては、今までの中で累積滞納額、4億300万円ほどと532件の件数を移管しているところですが、やはりこの調査に取りかかっていたかということがあって、今まで現年度分を扱ってこられなかったという実態があると思いますので、現年度分、確かに毎年度89%、90%というようなところで、どうしても7億、8億円という滞納が発生してまいりますので、こういう部分を解消することをしないと、やっぱりこの累積滞納額は減っていかないというところがございますので、現年度分が累積滞納にならないように、収納推進課の協力をいただくことと、我々のほうにもできることを考えながら、滞納額の減少に努めていきたいというふうに考えてございます。

中森愼二委員

もうちょっとわからないんですが、現年度分の滞納を減らすことはもちろん大事なこと

なんですけど、収納推進課が、繰越分の滞納対応に追われていて、現年度分まで手が回らないというようなお話だったように受けとめたんだけど、そうすると、収納推進課の陣容だけ少なく、繰越分の対応に追われていて、現年度分まで手が回らないと、そういう現実があるということなのかな。

松岡保険年金課長

5月に移管をしますのが532件、4億円ほどございまして、1件1件調査等、滞納処分まで進めていく流れを考えていきますと、現状のところは、その対応を収納推進課の税外収納係のほうで対応していただきまして、そののところへ現在では現年度分が今、入っ
ていっているというところでございますので、体制等の変更があれば、こちらとしても受けていただける、その部分等の課題も含めまして、増強を果たしていくことができるのではないかと考えております。

中森慎二委員

だけど、結局、収納推進課への対応、あるいは人員をふやすとか、業務量をこなしていただきやすいような、もっとこなしてもらおうというような部分においては、部局をまたいでいる話でね、なかなかこれ、課題は重たいなと思うんですよ。今回もここを取り上げているのは、そこにポイントがあって、原課としての取り組みの中で、やっぱり壁があり、ハードルがあるのであれば、どこにその問題があるのか。そのことを明らかにしていかないと、同じことの繰り返しでいって、ずっと同じことを、ずっと決算ベースの部分を見ても同じ形になっているわけですよ。もちろんその現年の滞納を少しでも減らす努力はしていただくと理解しているんだけど、しかし、現年度分が8億、9億円、どんどんどんどん積み上がってくる中においては、過年度分の滞納処理に収納推進課が追われていて、現年度分まで手が回らなくなれば、これ、イタチごっこの話で、それでは根本的解決にならないので、今、お話があった収納推進課へ渡していくタイミングのところの中身をもう少し詳しく資料としてつくっていただいて、全体的な課題として、これは保険年金の徴収だけではなくて、保育料の話も当然あったんですけども、含めてやっぱり考えていく必要があるので、全庁的にその収納体制、特に収納推進課のこなせる業務というものがどうなのかということについては、全体の中で議論する必要もあるんじゃないかなと、ちょっと改めて認識させていただきたい。

日置記平委員長

参考までに、松岡課長、収納推進課長はどなたですか。

松岡保険年金課長

中根といいます。

日置記平委員長

中根さんね。

今の中森委員の言われた、あなたから出していただいたものについては、収納の現況と、それから基準、それから対策、そんなことを書いていただいたんですが、もう少し詳しく、流れで、こういうふうな問題があって、現況はそうなんだけど、それに対して、あなたのほうはこんな形で対策をしている。結果、収納推進課のほうへお願いしているという一つのプロセスをもう少しわかりやすいようにという意味だと、中森委員がおっしゃっていると思うんです。

中森慎二委員

こちらからの国民健康保険料の滞納分の整理についての依頼については、収納推進課の税外担当が担当しているわけです。だから、自分たちの市民税、固定資産税、市民税を含めての徴収業務の滞納対応もしているし、この国民健康保険料なんかは税外対応の部分なんです。だから、その収納推進課の体制も、税に対してどれぐらいで対応されているのか、あるいは税外はどうなっているのか。じゃ、この税外の部分の人員もふやす必要があるのかないのか。こういうところもちょっと明らかにしていかなあかんと思うんです。その税外というのがこういう議論になるのはそうだと思うので、そこら辺のところはやっぱりその根っこのところで十分こなし切れていないんだとすると、そこはちょっとやっぱり改善する必要があるんじゃないかなと思いますので。

日置記平委員長

松岡課長、今の説明、十分聞いていただいたと思います。ですから、その問題点をクリアしなきゃいけないわけですね。そうすると結果が出てきますから、その結果について十

分なる協議をして、限りなくゼロに近い報告ができるよう業務を推進していただきたいと思います。

他の委員。

森 智広副委員長

関連。先ほどの説明ですけど、再度の確認ですけど、収納推進課に国民健康保険料を移管したのは532件とあるじゃないですか。これの新規が201件、継続331件という部分は、継続というのはどういうことなんですか。既に移管している人ということ。

松岡保険年金課長

全体で500件余りございまして、調査をしていくんですけど、なかなか預金が見つからない方とか、あるいは不動産等々手がけているんですが、1年間の中で完了まで至らなかった方、それと、例えば給料なんかの引き去りをするんですが、それがまだ軌道に乗っていないような方を滞納処分未完了としまして、引き続き、収納推進課のほうで次の年度も継続して対応いただいているというふうな案件が継続分で、331件となっております。

森 智広副委員長

結局、継続したけど、だめだったということですか、継続分というのは。

松岡保険年金課長

だめだということではなくて、一定の滞納処分をして、それがまだ軌道に乗っていない、あるいは、そこへ乗るまでの方が継続分として、引き続き、収納推進課のほうに移管されるというところがございます。

森 智広副委員長

そうなる、この方は、恐らく今、請求しても応じてもらえないというのが明らかな状態で収納推進課へ移管するということですか。

松岡保険年金課長

応じてもらえないとおっしゃるのは、どういうあれで……。

森 智広副委員長

いや、継続分というのは、1年間、原課で見ておったんですよね、徴収されるかどうか。

松岡保険年金課長

ここに継続分と書いてございますのは、収納推進課へ移管を1年間しましたと。その中で完結なりに至らなかったケースについて、次の年度も引き続き調査、あるいは滞納処分が完了するまで移管対応をしているものというところでございます。

森 智広副委員長

じゃ、平成24年度は201件を新規、201件がふえたということですか。331件は移管したままのものということ。

松岡保険年金課長

331件は移管したままの状態でございます。

森 智広副委員長

これは、移管しちゃうと、移管した後に発生する滞納額というのも、移管先、直接、収納推進課に積み上がっていくわけなんですか。原課を通さずに。

松岡保険年金課長

新規に、累積となってきた場合は、追加といいますか、新規の扱いで収納推進課のほうへ移管をすることになってまいります。

森 智広副委員長

じゃ、この331件、継続があって、新規201件だとすると、純粹に201件ふえたわけじゃなくて、331件の中に含まれているものも込みで201件ということですか。

松岡保険年金課長

新規分と継続分、これは別の案件でございますので、総数で532世帯の方が移管されて

おるといふうなご理解をお願いします。

森 智広副委員長

ですから、大体4割ぐらいがふえてくる、4割ぐらいが新規になるというイメージですか。

松岡保険年金課長

年度によって多少の差はございますが、傾向としましては、継続分、新規分がこのようなバランスでこのところ、このところというのは3年間ですけど、このような形で移管をさせていただいております。

森 智広副委員長

移管件数は大体、毎年500件前後で推移しているんですか。

松岡保険年金課長

そのような件数でございます。

中森慎二委員

4ページが一番上の表、非常に見にくいね。現年度分の集めなくてはならない滞納総額も入っていないし、何か不正をわからなくしようというのが意図的につくられたような表としか思えないんやけどさ。委員会資料の38ページのこの表でもそうなんやね。非常にわかりにくいでしょう。それをもっと明らかに、調定額と収納額と未収額と、それが現年度分の徴収すべき総額分なんですよね、8億、9億円。そのうちの380万円しか集め切れていないのがここにあるわけです。それをちょっと表で、明らかにわかるような、わかりやすい表にちょっと改めておいてください。

松岡保険年金課長

資料作成に当たりまして、ご指摘いただいたとおり、よりわかりやすい、見てわかるような資料づくりをさせていただきたいと思います。

豊田政典委員

委員長にお願いがあるんですけど、今の滞納処分についても、全体会上げる際の資料として、収納推進課にかわっている加入者と、それから保育料とか、あるいは社会保険とか、税金もありますよね、そういったやつ平成24年度の滞納額と、それから、収納推進課に移管する際のルールの文書は、ここの所管というのは出てはいますが、税金のやつもあるし、ほかにもあるかもしれない。それで、そのうちの24年度は何件、どれだけ回ったか。それから、原課と収納推進課が1年間でどれだけ収納できたか、できなかったか。これ、あと1年後には戻ってくるんですね。その流れをわかりやすく、概略整理してほしいのと、数字を整理してほしい。それをぜひ全体会で見渡していきたいので、教育民生常任委員会としてそういうのを要求してほしいなと思います。今の中森委員が……。

日置記平委員長

そうやね。共通点はあるんですけど、よく、税の……。

豊田政典委員

だから、税外の部分と税と、収納推進課の体制がこれで十分なのか、不十分なのか。あるいは延滞の状況も見なきゃいけないのですから、税も一緒に考えないと全容は見えないですよ。だから、ぜひ、決算委員長にその辺を、わかりやすい資料をこの分科会が請求していただきたいと思います。

日置記平委員長

ということは、松岡課長、あなたの分野の業務推進でありますので、あなたのグループの皆さんとともに、中森委員の依頼をさせてもらった部分と、豊田委員の今の部分をあわせて、目的達成のためのプロセスですので、しっかりとその点、よろしくをお願いします。

中森慎二委員

豊田さんがおっしゃる意味だと、そのとおりなので、結局、収納推進課を中心に、税外徴収をお願いしている各課、原課と寄って総合的な資料をつくろうと、そういうことにしてもらえれば……。そういうことをされていますか。

日置記平委員長

いろいろ出てきましたけど……。

中森愼二委員

いや、同じことを言っているから……。

日置記平委員長

整理はできていると思いますが、わからない部分は、あなた、ちゃんと尋ねてください。後でお叱りを受けないようにね。

村田健康福祉部長

済みません。いろいろと資料が不備で申しわけございません。中森委員、豊田委員のほうから、全体的な、全庁的な資料ということでお話をいただいていますので、庁内で行っています債権管理推進本部、これは財政経営部が中心になって関係課で行っていますので、一度その課に投げかけをさせていただいて、資料のほうを検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

日置記平委員長

部長から皆様に。

他の委員の皆様は。

森 智広副委員長

追加資料の1ページで、出していただいた資料ですけど、就労支援を必要とする者、小計が376人ですよ。今、就労支援の平成24年度実績で140人の方が対象者、受けられているということなんですけれども、376人に対して140人しか受けていないというのは、これはキャパシティの問題なのか、376人の方の意思の問題なのか、どっちなんですか。

駒田健康福祉部参事兼保護課長

特に140名と376名の差ということでございますけれども、意思の問題ということだけではなくて、一つには、効率的にやっていくということであれば、平成21年度、22年度と24

年度を比べていただくと、対象者の数が減っておることがございます。これにつきましては、ある程度、期限が二月であるとか、三月であるとか、そういった形で集中して指導のほうをやっていただいて、その時点で一旦また継続するか、そこで打ち切るかという形で誘導させていただいていました。

やっぱりそういった中でも就労につながる方というのは、それなりにやっぱり資質があるとか、それなりの資格があったりとか、そういった方が多うございまして、そういった方は確かに、やれば結果に結びつくんですが、そうでない方については、やはりそれなりに課題を抱えた方が多うございますので、そういった方についてももう少し手厚くやっていくというような形で、24年度以降、利用される方がございまして、対象者の数も、実際に就労していく数というのは少ないとか、それから、支援に、やはり期間が二月、三月ではなかなか結びついていかないということもございまして、長期化してくるというようなところもあって、そのような差が大きくなっておるといような認識でございます。

森 智広副委員長

簡単に説明、ざっくりでいいですけど、そうすると、就労支援が必要な方が376名おって、要は就労支援自体が要らないという方もいらっしゃるわけですね、その努力があつて。その下の段階で就労支援が必要な方がいらっしゃるというと、その下にまたおるんですか。それにも入れないか。

駒田健康福祉部参事兼保護課長

その入らない方というのが、就労支援を要しない方というような形の整理でございます、何らかの、こういう言い方はちょっと語弊があるかも知れませんが、当課のほうで、例えば病院の先生とか、そういったいわゆる就労能力の判断ができるような方に、この方は多少なりとも働けるとか、普通の仕事なら何でもできるとかというふうな判断をいただきます。その中での就労のフルタイムで働けるか、パートタイムで働けるかとか、そういったこともございまして、実際、その就労支援員が就労支援をしていなくても、通常のケースワーカーのほうでのハローワークの活動であるとか、それから、必要であればやっぱり同行とかをしたりとか、必要な助言等も行っておりますので、必ずしもその就労支援を受けていないから手が足りていないとか、そういうことではございません。

森 智広副委員長

でしたら、140人以外の方、230人ぐらいの方というのは、就労支援が要らないと、自分で就職活動、就職できるということがいいんですね、この2分類しかないということなんですね。

駒田健康福祉部参事兼保護課長

数値上はそういう形になるんですが、受けていない方の中でも、やはり必要とされる方というのはおるようには思っております。

森 智広副委員長

じゃ、今、140人というのはどういう数字なんですか、数字。

駒田健康福祉部参事兼保護課長

先ほど副委員長のほうからもお話がありましたように、それはやっぱりキャパシティの問題というのもあるかというふうに思っております。

森 智広副委員長

少なくとも3分の1ぐらい、200人ぐらいは自分たちで働けるということですかね。そんな認識でいいんですか。

駒田健康福祉部参事兼保護課長

こういう言い方、多少はやっぱり支援の必要な方というのもあるというふうに先ほど申し上げましたが、多くの方については、通常のケースワークの中で活動していける方というふうな認識でございます。

森 智広副委員長

割合ってどれだけなんですか。濁されていてわからないんですけど、本当に自分で仕事につける方と、ケースワーカー、就労支援が要る方の割合ってどれぐらいなんですか。

駒田健康福祉部参事兼保護課長

割合といいますか、就労支援が必要な方というのはやっぱりその376名という方というふうなことでございます。その就労支援を使ってまで就労支援を行っていくというのは、やはりそれなりに課題を抱えた方というような認識でございます。ですので、就労支援員が必ずしもつかなくてもやっていける方と、そういった方で指導、二人三脚というところちょっと言い過ぎになるかもわかりませんが、そういった形での就労活動が必要な方というふうな分け方というふうに、大きく分けるとそのような感じです。

森 智広副委員長

別に細かい数字はいいんですけど、私は、その140人という就労支援の枠が実態に合っているのかどうかを確認したいだけなんです。ですから、残り200の方が、自分たちで就職できるというならそれでもいいんですけど、140人の枠、全然足らんというなら、それは少ないですよと言わせてもらわなあかんと思うんですけど、その辺の感覚が何かちょっとよくわからないんですけど、これって分類できるんですか。一応、全部要ることにはなるんですよ、前提として。

駒田健康福祉部参事兼保護課長

先ほど委員のおっしゃるとおり、支援が必要であるということには間違いございません。厚生労働省とか、国のほうからも、やはり保護を開始した当初の方とか、そういったまだ、すぐに保護から脱却できるような可能性のある方については集中的に支援しなさいというふうな形の通達みたいなものも来ていますが、うちはまだそこまでの実施体制という形ではやっておりません。ですので、できる限り、やっぱりその支援を受けながらというところに重きを置いておるもので、ですから、それ以外の方が全く支援なしでいいかというところではございません。ですので、今の支援が足りていないということになれば、それはそれで間違いはないというふうに思っております。

森 智広副委員長

ですから、一応、その376人の方は就労支援を望んでいるという理解でいいんですか。

駒田健康福祉部参事兼保護課長

望んでおるというところは、また本人さんの意思もございますので、ただ、うちの当課

として、就労支援が必要であるという人数という認識でございます。

森 智広副委員長

じゃ、3分の1ぐらいしか満たしていないということでもいいんですか。その辺がちょっとわからないんです。一応、要するという判断をされた方と、実際、自分としては要らないという方もいらっしゃると思うんですけど、みずから要らないと言っている方も、この大半、半分ぐらいいらっしゃるんですか。その辺がちょっとわからないんです。

駒田健康福祉部参事兼保護課長

申しわけないです。そこの確認はちょっとしておりませんので。

森 智広副委員長

じゃ、この140人というのは手を挙げた方ということですか、376人の中で自発的に。

駒田健康福祉部参事兼保護課長

基本的には、全て手を挙げていただいた方ということでございます。

森 智広副委員長

じゃ、手を挙げない方に対してはどのようなふうなアプローチをされていますか。

駒田健康福祉部参事兼保護課長

手を挙げない方ということですがけれども、一応、140名以外の方でも、やはりあきが出ればやっていただきたいというような方もおりますので、それについては今、対応できていないような状況でございます。

森 智広副委員長

ですから、手を挙げてもらう人だけで手いっぱい、ほかは手が回っていないということでもいいんですか。

駒田健康福祉部参事兼保護課長

そのような状況もあるかというふうに思っております。

森 智広副委員長

じゃ、何人かわからないですけど、200人以上の方がほったらかしになっているということですね。もっとやっぱり枠を広げていかんとまずいんじゃないですか。ですから、保護から脱却していくということが、要は大きな目的なので、その辺はどうなんですか。

駒田健康福祉部参事兼保護課長

ですので、そちらにつきましても、来年度の人員とか、その辺について、就労支援員、当初はスタート1名でしたけれども、それを2名にしたと。それでもやはり不足するようであれば二、三名とか、そういった体制にしていく必要はあるかというふうに思っております。

森 智広副委員長

仮にこれが140人の枠が240人になったとしても、結局、定員にいかんかったということにはならないですね。

駒田健康福祉部参事兼保護課長

その定員というところがなかなか難しいところでありまして、そのキャパシティー、要は先ほども申しましたけど、平成21年度とか、それ以前、導入当初にやっておりましたのは、結局、ある程度、期限を切って回転を上げていくような形で、対象にできる人数をふやしておったというやり方でございますし、ただ、それでなかなかやっぱりそういった形で結びつかない方を、じゃ、そこで切り捨てていいのかというようなところがありますので、実際にその適正な人員といいますか、運用の仕方というところは、これからもうちょっと考えさせていただきたいというふうに考えております。

森 智広副委員長

過去よりも量より質を重視し出したということですがけれども、結局、量が減ってくるので、376人いる方に対して十分なサポートができていないというのは確かですね、さっきおっしゃっていましたが、課長が。少なくとも、この辺の部分もちゃんと今後検討し

ていつていただきたいなと思います。

豊田政典委員

資料を改めて出してもらったら、ますますわからなくなったんだけど、今のやりとりを聞いていると、就労支援員が2人ですね。2人で70人ずつ持って、それ以上、持てないので、人員の不足なのか、あるいは、保護課の中で、就労支援という事業に対して力を入れていないのか、どちらかですよ。どちらですか。

駒田健康福祉部参事兼保護課長

決して力を入れていないというところではございません。これについては国の監査とか、そういったところからも指摘されておるところでございます。ですので、必要なものはやっぱり必要な配置をしていくということはこれからもやっていくべきことだというふうな認識でございます。

豊田政典委員

結局、副委員長が何度かお聞きしていたのは、376人いるけど、就労支援員が受け持つて、それに特化してやっているのが140人ということでしょう。それ以上は、手を挙げるとか、挙げないとかじゃなくて、ここから選択して140人を選んでいると、そういうことでいいの。

駒田健康福祉部参事兼保護課長

140名は、うちのケースワーカーもそうですけれども、まず、就労支援を受ける気があるかないかというところまで意思確認させていただいて、利用したいという方を優先的に就労支援員でさせていただきたい……。

豊田政典委員

明確に、責任を持って答えなきゃいけないと思うんですけど、そうすると、140人以外は就労支援員の支援を受けようと思っていない。間違いはないですか。

駒田健康福祉部参事兼保護課長

受けようと思っていないということはございません。先ほども副委員長の方にもお話しさせていただきましたが、残りの方でも、就労支援というような制度がある以上、それを使いたいという方もあるかというふうに認識しております。

豊田政典委員

だから、あきができたらとかというのは、手いっぱいなので今はできないけど、140人のうちから就職してあいてきたら、私も次、順番待ちをしたいと、そうでしょう。だから、それができていない。そうすると、やっぱり就労支援員が足りないんじゃないかという議論になっているわけですか。それをはっきりと、わかりやすく言わないとだめですよ。

日置記平委員長

じゃ、部長のほうからお答えをもらいましょう。

村田健康福祉部長

済みません、いろいろとちょっと混乱した答弁で申しわけございません。140人という人数につきましては、就労支援員を使って就労支援を行った人数です。この人数につきましては、保護課のほうで就労が可能であるという判断をして、なおかつご本人から同意を得られた方を140人ピックアップしまして、就労支援員による支援を行ったということでございます。

お尋ねの趣旨は、その残りはどうなっているのかということであろうと思います。やはり就労支援員の担当できるケースというのも限りがございますので、ご指摘のあったように、就労支援員が2人ではちょっと厳しいのかなというふうな認識をしております。

それからあと、就労支援につきましては、通常のケースワークの中で支援をするという部分もございます。こういう方たちについては、就労支援員の手を煩わせるまでもなく、ワーカーが就労に対する支援をしたり、あるいは、場合によってはハローワーク等への同行もいたしますので、そういう中で、いろいろ就職活動についていただいているという状況であろうと思います。

結論的に申しますと、やはり人員というところは、本音を言いますと大変厳しいと思っています。それを今、毎年度、また来年度もあれですけれども、人事部局のほうではいろいろと調整をさせていただいているという状況でございます。

豊田政典委員

今の説明のとおりだと思います。本音で言わないと。本音で資料もつくってもらわないと何もできませんので。副委員長が言われたように、今、部長も言われたように、ケースワーカーの仕事もいろいろあるので、それに特化した支援員を置こうという趣旨で置いているわけですから、ケースワーカーがやっているよりも随分効果が下がっているのは確かなんでしょう、140分の53だから。そうじゃないやつは、二百何分の、引き算した数字がその後どうしたかわかりませんが、二十何人いらっやって。効果のある事業とは評価しづらいいけないわけで、と私は思っています。

中川雅晶委員

就労支援のあり方というのは、本当に今現在の就労支援員を配置して、一生懸命やっておられると私は思っているんです。ところが、やっぱり今後に向けては、就労支援のあり方というのをきっちりと本当はプログラムをつくって、なおかつ、例えばここだけでは難しいというか、この役所の中だけではなくて、市民協働という言い方でNPOの団体とかの力をかりるというケースもあるでしょうし、また、外部委託をするということもあるかもしれないし、また、さまざまな地域の企業の方の協力を得るとか、いろんなケースはあると思いますし、また、就労支援といっても、なかなか就労を、ハローワークに何回行きましたかとチェックするのも就労支援ですし、さっきおっしゃったように、同行して一緒に寄り添うというような形で伴走型の就労支援も就労支援ですし、また、一旦就労しても、なかなか続かないというケースがあったり、なかなか決められた時間に出社ができないとか、また、病気の問題とかというケースで、その伴走もしていかなきゃいけないとか、また、医療的に支援をしなければいけないというケースがさまざまあるので、なかなか今の2人の体制だけで高いところのレベルを求めるのは非常に難しい部分もあるのかなと思います。

ただ、現状の中で、ケースワーカーと就労支援員の中で一生懸命やっておられるというのは、それはもう間違いない事実だと思うんですけど、やっぱり先ほど言ったようにプログラムをちゃんとこの庁内の中で持って、場合によってはそういう協働とか、外部委託ということも考えられるということと、あともう一つは、制度の問題もあるのかなと思います。保護行政自体が、働くよりも、働かなくてもいいというか、そのまま受給しておいた

ほうが、損得で言えば得というケースもやっぱりあるので、それは働いたら働いた分だけやっぱりそこにインセンティブが働くような、大卒の制度の問題もあるのかなと思いますので、そういうところも含めてなかなか厳しい状況でやっておられるのかなと思うんですけど、間違いなく本市は、ここの部分、新しく就労支援のあり方というのも根本的にもう一度立て直して、構築して進んでいっていただきたいというのは、感想というか、意見ですので、よろしくお願いいたします。

芳野正英委員

この就労支援と、さっきの国民健康保険料とかの滞納の徴収とかもそうなんですけど、限られた人員の中で取り組まれとると思って、今の現状でなかなか、上げる、上げると言っても大変だなと思います。これはすぐには出ないかもしれないですけど、部としても、どれぐらいの人員規模ならばそれがやっていけるのか。去年も僕、総務委員会の債権管理のときにちょっと財政経営部には話をしたんです、なかなかそっけなかったんですけど。どれぐらいの体制で、だから、国民健康保険料にしても何十億円等の滞納があって、人員をふやすことでその収入がふえてくるならば、その人件費増というのは結局プラスになってくるので、そういう攻める徴収の姿勢を出していくというのは大事かなと思って。先ほどあった滞納処理の部分もそうなんですけど、人員をやっぱりこれぐらい確保していきたいという姿勢も見せていただければ、委員会としてもそこで判断できるのかなというふうに思うので、なかなかすぐには難しいと思いますけれども、財政経営部との調整も必要でしょうけど、それを庁内で調整していただいて、そのこの部分の増員というのは私はやるべきかなと思ってますし、賛成するところなので、ぜひそこは。この部分でもそうで、ケースワーカーとか、査察指導員の場合は、国の大体、標準数があるじゃないですか、1人の。だから、今、ここにあるように過不足分、何人ぐらいというのは出やすいと思うんですけど、それと同じように、市の今の体制でどれぐらいの現員が必要かという、人数の目標、そういうのをどこかで示していくのがいいかなというふうに思うので、ぜひ、そこも意識として検討していただいて、来年の決算とかでは、我々としても、どれぐらい人が足りていないのかというのをちょっと見たいなと思うので、そこはぜひちょっと部で検討してほしいと思います。

村田健康福祉部長

部全体にわたることですので、私のほうからお答えさせていただきます。今、例として取り上げていただいた生活保護については、おっしゃられるとおり、国の配置基準というのがございまして、これは法ではないんですけど、国の指導でいうところ、ケースワーカーについては1人100ケースですから、指導員については1人、7人のワーカーということになっているそうです。基準からいいますと、私どものほうでワーカーは7人、指導員が1人、やっぱり欲しいということでございます。あと、最近、相談数も多いですから、やっぱり面接相談員というのも、入り口が非常に重要になってきますので、面接相談員、それから、先ほどの就労支援員というあたり、やっぱり重要なポイントで考えているのは事実でございます。その辺につきましては、先ほどもお答えしましたように、人事部局のほうともご相談をさせていただいているという状況です。

それから、国民健康保険料や市税を初め、徴収関係のところ、ここでもやっぱり大変厳しいなということは思っております。特に、正規職員の割合がやっぱり100%ではないものですから、そんな形で職員全体に負担をかけてもらっているような、部長としての私、実感でございます。その辺のところも人事部局のほうへ今は相談を一応させていただいているところでございます。ただ、収納体制全体ということになりますと、これは収納推進課とか、業務もやっぱりその業務分担とかにかかわってまいりますので、今般、この議会でいろいろとご意見を頂戴しておりますので、それぞれを踏まえて、まず、どれぐらいのところは考えていかなあかんかなというふうに思っています。ということで、その部分について何人というのは、ちょっと今は申し上げることができませんので、申しわけありません。また、それについても、委員の皆様のご指摘を頂戴できればありがたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

山本里香委員

大変ご苦労されて、国民健康保険料及び市税の徴収の問題でも実施されているという現実があって、今、体制をという話が出ています。大切なことだと思います。ただ、例えば4ページの国民健康保険料の表とか、今までのお話から見ても、もちろん体制をとり、細かく丁寧に徴収をする、納めていただくと。ところが、この金額の過年度分とかの中にも、納めていただかなあかんような金額なんですけれども、絶対に取れない部分というのが含まれていると思うんですよね。納めていただきたいけれども、現状、そのご家庭の状況からいうたら、納めていただけない状況のほうのも、全部とは言いませんよ、ある。そのこ

とはやっぱり思っていないと、もちろんできるだけたくさん、できるだけきちんと納めていただく、大事なことだし、それがなければ、制度は続いていかないということは根本ですけれども、それを、体制をこれだけ強化したから、これが限りなくゼロにとか、そんなようなことを皆さんに求めたら、それは大変難しいことだということだけは自分たちが認識していないといけないなと思うんですが、実態はそうですよね、集め切れない部分というのは、この金額の中にはあるはずですね。

松岡保険年金課長

ご指摘いただきましてありがとうございます。絶対に取りえない滞納額というふうな部分をどう解釈するかというところで、そういった部分については個別の納付相談の中なりで、生活状況、あるいは預金等の状況も聞かせていただきながら、そこで今、すぐには無理だけれども、無理なことだとすると、執行停止処分になるとか、停止理由だとかいうところでしばらく待たせていただくということと、できるだけ払っていただける範囲内の中で相談をしながら進めていただくというふうに考えております。

山本里香委員

丁寧にしていただいているかなあかん部分だと思うし、納めていただくように、知恵も、本人さんも、こっちの行政も絞っていかないといいかなあかんと思います。ただ何が何でも徴収すればいいということでは決してないということだというふうに認識をしてほしいなと思います。

中川雅晶委員

この滞納の問題は全体会で議論されると思いますけれども、収納推進課も含めて全庁的に取り組んでいきたいと思いますとなってから、特にリーマンショック以降のそういう徴収のあり方で、今ほどずっとマイナスの議論ばかりされたんですけれども、一生懸命、例えば収納推進課と連携したり、かなりの、そういう対象者の経済状態に応じて徴収作業をされていて、完全に例えばそこから脱却して、健全な納税者になっているという数はなかなか拾えないかもしれないんですけれども、きちりと約束どおり収納してもらって、そういう効果もあるというところの部分のそういう検証もしたいと思うので、できればそういうような数字というのが出るのか出ないのか、その辺はどうでしょうか。なかなか難しい...

…。

松岡保険年金課長

確かに重要なところかと思うんですが、一旦滞納処分を受けた後、軌道に乗せていった世帯の数が、これ、なかなかつかみにくいところでございます。多くの方は、こういったことにつながらないように、先ほどもちょっと、非常に申しわけないんですが、移管後の処理、資料6ページあたりで、新規の滞納が発生しないように、その計画なんかの履行を確認していくとか、あるいは納付が継続しているのであれば、その履行状況を追いかけてながら、おくれることがないように、おくれや不備でもあっても、できるだけ早い機会に催告をするようなところで努めさせていただいております。

中川雅晶委員

なかなか難しいというか、普通の債権回収ではなくて、特に保険料とかというのは、また現年度の分が発生するので、追いかけてごっこになって、その分が回収、納付されないとやっぱりそれがまた累積をするというので、なかなか数字で追うのは難しいのかなと思うんですが、せっかくそういう滞納整理とか、収納推進課のやりとりとか、やっておられる部分で、ぜひそういう、例えば何かの指数というか、誓約数なのか、誓約しても誓約が履行されるとは限らないので、なかなかその辺も難しいかもしれないんですが、ちょっとそういうのを検討いただければなと思うんですが、よろしく願いいたします。

松岡保険年金課長

どういった指標、あるいは数値が出せるかどうかを含めて、一度検討させていただきたいと思います。

中森慎二委員

もう一つ、あわせて資料のお願いをしておきたいんですが、税の場合は、徴税費という、徴税費率というような、税の徴収にかかわる人件費を含めた経費が出て、かかったというのを記載しているんですけども、国民健康保険料の場合、国保徴収費率みたいな額なんかは出しているんですか。

松岡保険年金課長

申しわけありません。その徴収費率とおっしゃるのは、人件費に係る部分ということでしょうか。

中森愼二委員

人件費が主であろうとは思いますが、要は国民健康保険料の保険料を徴収するに当たってかかる経費、例えば70億円を徴収するのに、幾ら、年度かかったのかというものが体系的に出されているのかなんですが、ないのか、あるのかも含めてちょっと教えてください。

松岡保険年金課長

保険料収納に係る費用、整理をすれば、一定の額は出せるかと思しますので、検討させていただきたいと思います。

中森愼二委員

ぜひお願いします。

日置記平委員長

他に。

小川政人委員

もう聞いとったかもわからんけど、まず、国民健康保険料の納付の方法がいろいろあると思うんやわ。その納付の方法、どんなものがあるのかということと、1回目、滞納になったときにどういう作業をしとるんかというのを、滞納がどのぐらいたまったら行動を起こしとるのかとかいう部分と、それから、保険料の部分でいくと、滞納の分布というのがあると思うんやけど、保険料が例えば2000円とか、3000円とか、何万円とかという部分であって、その分布が、ある程度の区切りでわかるものがあつたら、資料として欲しいなと。

松岡保険年金課長

納付の方法といたしましては、有効な方法で口座振替がございます。一部の方は年金特

徴なりで頂戴する方法があるんですが、納入通知書、納付書によりまして納付をいただくというような方法になります。

それと、納期限までに収納いただかない場合の中でざっと説明させていただきますと、納期限後20日以内に督促状をいうものを発行させていただきます。それが翌月の20日ですので、その月末ぐらいまでには納付をお願いしてもらっています。その後、納付がない方につきましては、本課には保険料納付指導員という者がございますので、担当地区内の対象の方を訪問しまして納付のお願いをしております。それでもまだ未納が続く場合については、リストアップをしまして、夜間電話を進めてまいります。これでもなかなか進まないのは、文書催告から、今までお聞きになっていただいたような滞納、債務整理のほうへ進んでいくというような流れでございます。

それと、滞納の発生を見ておりますと、所得区分で言いますと100万円……。

小川政人委員

口頭ではなくて、わかるように資料で欲しい。

松岡保険年金課長

わかりやすい資料で添付させていただきます。

小川政人委員

もう一つ、収納方法も口座振替と、それから年金から引き去りと、それから自分で納めに行くという方法とあるわけやろ。そこらの中で滞納がどこに発生しとるか。多分、口座振替とか、年金から引き落としやったら発生はほとんどないのかなと思うんやけど、その辺の分布の問題も。

菱田保険年金課保険料収納室長

失礼いたします。よろしく申し上げます。

委員ご指摘の納付方法について、滞納の発生比率はどれぐらいのものかというご指摘でございます。まず、年金天引きにつきましては、当然100%でございます、収納率は。それから、次に、口座振替につきましては95%以上、やっぱり振替率を誇っております。ただ、実際に納付書で銀行なり、コンビニエンスストアなり、それから地区市民センターの

窓口でお支払いいただく分につきましては、やはり滞納というところの発生比率が多いと、こちらは認識しております。

以上でございます。

小川政人委員

だから……。

菱田保険年金課保険料収納室長

資料のほうでご提示ということで……。

小川政人委員

もう今のはわかったで、ほとんど自分で納付する部分について。だから、そこらの仕組みの中で、滞納がなくなるような徴収方法をどうやって進めていくかというのが、一番はつきりわかるとる、口座振替にいかに変えてもらうかという部分のところと、それから、これは後から出てくるんやろうと思うけど、保険料に対する滞納の割合って、例えば7万円も保険料をもらおうとる人が、そんなに滞納しとるか、しとらん、月に1回の徴収。だから、低所得者ということでいくと、保険料がほとんど二、三千円とか、4000円とかのレベルのところ滞納の多いのかという問題と。

それから、ずっと前は12カ月で割っておったのを9カ月にして、1回の支払いを、納付を大きくしたわけな。そういう部分の影響もあるのかないのかということも大事やで。金額が大きくなってからなかなか取りに行くのは難しいと思うので、いかに滞納を少なくする方法というのをやっぱり考えていかんとあかんもんで、そこは滞納整理も大事やけど、いかに滞納を少なくするかというのは一番大事なことやなと思うとるもので、その考え方をきちっとしとかんと。また資料で言えば、資料もろうて帰らないと、議論できへんで。

松岡保険年金課長

たった今ご指摘いただきました部分は、現年度の収納率にもつながっていくというような部分かと思っておりますので、今、ご指示をいただきました内容につきまして、できる部分、資料として提示をさせていただきたいと思っております。

日置記平委員長

よろしいですか。

(なし)

日置記平委員長

じゃ、60分過ぎましたので、10分程度休憩をさせていただきます。再開は11時15分とします。

11:07 休憩

11:20 再開

日置記平委員長

それでは、再開いたします。

追加資料についての説明と質問は今いただきましたが、この項目の他の部分で質疑がありましたらお聞きします。

中川雅晶委員

地域医療推進事業についてお伺いさせていただきます。まず、地域医療の推進事業の大枠の予算額と、それから決算額の差が結構多いので、この辺の分析というか、何が少なくなって、これをやめたとかというのがあれば聞きたいと思います。

栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

地域医療につきましては、やはり当市の報償費が物すごく大きな金額を占めているところがございます。いろんな委員会、安心の地域医療検討委員会を初めまして、さまざまな検討委員会を立ち上げさせていただいておりますけれども、そういった中で、どうしても必要回数に満たなかったとか、そういったこともありまして、そのあたりが一番、残がふえてしまう原因にはなっております。基本的に、事業としてさせていただいている部分につきましては、大きな残高というのは出ていないんですけれども、そのあたり、ど

うしても人の出入りでやっているところが多いようですから、そのあたりのところを積算して出させていただいているということで考えております。

以上でございます。

中川雅晶委員

講師の費用とか、人の部分でという話なんですけど、ちょっと468万7000円ぐらい違うので、全て人件費というのもなかなかどうなのかなと。それはまた後で資料として要因分析を出していただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

この資料の中でいくと、追加資料で訪問看護師の養成の研修というところも出していただいて、平成23年度と24年度の比較をして、23年度より24年度は受講者数は減っているんですけども、ただ、3番目の効果のところ、訪問看護ステーションへの就職、それから、現役の訪問看護師さんのスキルアップ、それから、病院の看護師に訪問看護の理解を促進したとか、それから、福祉現場へ看護師の人材を供給したというところで一定の評価はできるのかなとは思っているんですけども、これを引き続き、平成25年、26年、27年と、なるべく有効に活用するに当たっては、そういう動向とか、それからニーズとかというのをもう一回再調査なり、再構築していただいて当たっていただきたいなと。これは要望にとどめておきます。

もう一つ、追加資料の2ページのところで、看取りガイドの「旅立ちに向けて」というところで1万冊をつくっていただいて、うち3600冊は8月現在で配布済みですよとあって、それぞれの配布先というのも出していただいているんですけども、この残りの6400冊はどうされるのか。それから「その他関係機関」というのはどこなのかも……。

栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

まず、「その他関係機関」でございますが、それは、がん相談支援センターとか、安心の地域医療とか、そういうあたりで部会が四つありますが、こういったところの委員さんのところに配らせていただいております。

ご指摘いただいております、残の部数なんですけど、結局、看取りガイドというのをつくって、それを皆さんにばーっと啓発みたいなことで配るというよりは、本当に死期の迫られた方のご家族にとって、その亡くなられる一月ぐらい前から亡くなるまでの間、どういうふうに変化していくかということ、在宅の先生とか、それから訪問看護師さ

んが丁寧に説明をしていきながら、家族の方の理解も得ながら渡していきたいという趣旨でつくっておりますので、この残部につきましては、これからまだ訪問看護ステーションや医療機関、追加でどんどんどんどん、ご要望があると思いますので、ある限りお渡ししていきたいというふうに考えております。有効に活用できるものと考えております。

中川雅晶委員

ぜひそれを有効に活用いただきたいと思いますし、本当に直近に必要な方も含めて、それ以前にやっぱりそういうことも、どう生きるかという観点で多分、書いておられると思いますので、そういう対象者も多少広げながら、有効に活用していただきたいなというふうに思いますので、これだけちょっと、数字だけを見ると6400冊、こんな、どうなんかなとかならないように、有効活用をよろしくお願いいたします。

それから、同じく3番目の市民啓発の講座の実績というところで、平成23年、24年度という形を出していただきましたが、23年度に比べて24年度は、極めて地域の主催者というか、地域が主催しているというところが本当に多くなっているんですが、この辺は意図的にそうされて、こういう地域主体の講座というのを開催されたのかどうかというのを確認しておきます。

栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

意図的ということではないんですが、広報等に載せさせていただきますし、地域の人にもご案内を出させて、いろんな形で広報をさせていただくものですから、だんだん、ある意味根づいてきていただいているのと、地域での地区社協さんとかそういったあたりのところも、健康とか、福祉とかいう面に協賛金をいただいている地域なんかは使っていたりしやすいというようなこともあります。

それから、昨年度は、各三師会の先生方を講師に呼ぶときも、そういうガイドみたいな、その扱い、どういうふうに連絡をとったら、例えば医師会の先生のお話を聞きたいときはどうすればいいかというような、ご案内できるようなシステムをつくりましたので、そういったものを使って、地域で在宅医療を勉強していただくということがふえてきたかなというふうに考えております。ことしも、余談ですが、12件とまたふえておりますので、やはり地域から出てきているのが多くなっておりますので、大きな団体さんがやるだけではなくて、やっぱり根づいたものもやっていただいているというふうに考えております。

以上です。

中川雅晶委員

私どもも、地域主体にやっていくということは本当に評価するところですし、その地域がやりやすいような、提供することによってふえていくというようなニュアンスで課長おっしゃっていたので、それはそれでやっていただきたいなというふうに思いますけれども、また、多分、地域がふえますけど、逆に、地域ばかりではなくて、たまにはもうちょっと多角的な視点というか、専門的な知見を入れながらやられるということ、モデルミックスをうまくしていただいて、より、次の市民啓発の推進というところへ、本来の目的のところに行っていただくようにレベルアップをしていただきたいなというふうに思いますし、そういう講師陣であったりとか、それから、今度は実際に来られている年齢層であったりとか、そういうのを分析していただいて、この辺のモデルミックスも余り偏らずに、やっぱり地域の中で広い年齢層に啓発をしていくというような作業もぜひしていただきたいなというふうに思います。

それと、本市は、先ほどずっと、今のような施策も含めて、在宅医療を支える連携づくりと、それから患者、家族を支える環境づくりと市民啓発というところで今お伺いさせていただきましたけれども、特に訪問看護師の養成をしながら、どういうふうにしていくかというところで、福祉のほうでもそういう在宅支援センターへの配置が有効であるということも認識されて、それは相談業務であったりとか、福祉と介護と医療の連携をするというところで、キーパーソンはナースであるというところは間違いのないと思うんですけれども、この効果にもありましたけど、福祉現場への看護師の配置というところがやっぱり重要になってくるのかなと。自宅で亡くなる方、病院で亡くなる方、福祉のそういう施設で亡くなる方の比率を考えると、やっぱりこれから福祉現場で亡くなるケース、またはそれを望まれるケースとかということもよく耳にするので、僕の肌感覚でもふえていくのかなと思いますし、そうすると、ナースを配置しなきゃいけないと。もちろんナースを配置をする、人材もそうですけれども、よりどんどん高い人を受け入れて、しっかりとその患者さん、家族にとって寄り添いながら、質の高い医療行為、介護行為をしようと思えば、これは、施設としては経営的、事業的になかなかペイできないとかという問題もやっぱり出てくるのかなというのと、その質の担保と、それから事業の継続性とか、それから人材の確保というのをどうバランスをとっていくかというのがこれから大切なのかなと

いうふうに私は思っているので、ぜひ、今すぐこの決算でその答えを求めるというわけではないですけれども、そういう問題意識を持って、今言った訪問看護師養成研修についても引き続き努力をいただき、これが本当に、この素地が、やっぱり出口のところできっかりと、アウトプットのところできっかりと指標として出るような形でやっていただけないかなというふうに思いますので、意見として申し上げますけど、何か所見があれば、課長ないしは部長、よろしくお願いいたします。

村田健康福祉部長

いろいろとありがとうございました。随分期待を込めたご意見をいただいたなというふうに思います。ありがとうございます。おっしゃられたとおりでございます。最近、介護、在宅では医療依存度の高い方がふえてきておりますので、福祉のほうでも、民生費のほうでも申し上げましたけど、やっぱり看護師の役割というのは専門性、あるいは機動性という部分でますます重要になってくると思います。

ご意見をいただいた中で1点だけ申し上げます。やはり人材が、働く職員の質、大事なことでございますが、訪問看護ステーション等なり、居宅介護支援事業所で言いますと、その安定的な経営ということも非常に大事になってくると思っています。そういう意味で、これは決算ではございませんので、申しわけございませんが、今年度、四日市看護医療大学の協力も得まして、そういった運営面についての研修と申しますか、そういうものも始めたところでございます。やり方につきましては、これからもう少し研究するところもあるかなというふうに思っていますけれども、こういった面も取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

中川雅晶委員

平成24年度は24年度として、本年度から健康福祉部と大きい組織になって、特にこういう地域医療推進事業というのは、どちらかというとな企画事業と申しますか、政策を立案して、それをしっかりと進行管理をしていくという事業なので、この辺が手薄にならないように、しっかりとこういう事業を位置づけて、実効性のある施策に位置づけて、それを進捗管理をし、また手直ししていただくようにやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。平成25年度はもっと厳しく精査をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

芳野正英委員

この地域医療推進事業で、先ほどの効果の部分、 の「現役病院看護師の訪問看護への理解を深める」なんですけど、今、市立病院の看護師さんとしてはどれぐらいこれを受講されているのか。それから、今後、市立病院の看護師さんのこういった連携、もちろんサルビアもありますけど、ただ単にサルビアで相談してくださいではなくて、一人一人の看護師さん自身が、訪問看護へのある程度理解を深めるという部分で、その予定としてどう連携をされるのか、もしございましたらお聞きしたいと思います。

岡本健康福祉課企画係長

市立四日市病院の看護師さんのご受講の状況につきまして、平成23年度が2人、24年度が1人、25年度につきましては、ちょっと市立四日市病院じゃないんですが、ほかの病院の看護師さんの方がご受講いただいているというような現状になっております。

芳野正英委員

それは選択受講なんですか。

岡本健康福祉課企画係長

申しわけありませんでした。全課程受講ということでお申し込みをいただいています、もちろん勤務の都合上、お休みを、最初は全課程受講でお申し込みいただいていますけれども、ご欠席という部分もありましたけれども、かなりの時間、ご受講をいただいたという実績はあります。

芳野正英委員

そうすると、全課程受講者で、病院看護師、平成23年度だと5人、24年度1人ということですので、このうちの2人と1人が市立四日市病院かなというふうに思いますけど、各フロアの例えばお一人ずつぐらいを順に、これからもそういう形で交代交代で受けていただくとか、やっぱり市立四日市病院の看護師さんにも、この在宅看護の理解というのを深めていただくような形でぜひお願いできればなと思いますので、要望しておきます。

日置記平委員長

よろしいか。

中川雅晶委員

委員長、ちょっともう一度だけ……。

申しわけありません。せっかく資料をつくってもらっていますので、がん検診無料クーポン券アンケート調査のところで、アンケートの結果を受けて、今後の予定とかというところで、土曜日の検診の機会をふやすとか、受診医療機関をふやすために、近隣の医療機関との契約を進めるとか、そういうことを具体的に教えていただきたいということと、それだけでは本来、目標にしているような検診率というのは達成は難しいと思うんですけど、ほか、例えば考えておられることがあったら、よろしくお願いします。

藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

平成24年度、土曜日と日曜日の検診が全部で16回ございました。それを今年度以降、ふやす予定であります。あと、四日市市内の医療機関だけでなしに、例えば鈴鹿であったり、桑名であったり、近いところで受診できる機会として、市外の医療機関とも契約を結んで受診できる機会を多くしていきたいと思っております。

あと、個人に対してのがん検診の受診の啓発をいかにしていくかというのが、このがん検診受診率を上げる方策かと思っております。昨年度からインターネットでの申し込みでありますとか、あと、個人の医療機関で受けられた方への個人通知でありますとか、あと、この無料クーポンの対象になっておる方への個人通知並びに40歳であったり、60歳になられる方を対象に個人通知を送りまして、がん検診の周知を図って受診率の向上を図ってまいりたい、このように考えております。

中川雅晶委員

土曜日の検診の機会をふやすとか、また、近隣というところも、具体的に近隣等の市町村に話を詰めていただいているかどうかということと、それから、例えば医師会等も具体的に要望されて、医師会等も受けていただくのかどうか。あと、個人への通知とか、啓発とかというのは理解しましたけれども、要は医療機関のそういう告知というか、広報とか、そういうような努力もされているんでしょうか。

藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

医療機関につきましては、毎年、個別検診をしていただけるかどうかというアンケートを全医療機関にとらせていただきまして、ご了解をいただけるところに検診をお願いしているところでございます。あと、他市につきましては、他市からの医療機関から申し出をいただければ、こちらからお願いをしておるというところでございます。

中川雅晶委員

こういう資料でよろしいので、ぜひ、例えば土曜日の検診の今までの推移というか、申し入れして医師会側が了ですよと言ってきたところの推移だったりとか、平成25年度に向けて目標値であったりとかというのを、また後日で結構ですので、出していただくようお願いいたします。

それと、私は肌感覚では、がん検診、なかなか検診率が上がらないというのは、やっぱりなかなか検診しやすい環境ではないということはあるし、検診しやすい環境づくりは、今おっしゃってもらったことをやっていくしかないのかなと私もそう思いますが、もう一つは、個人の啓発とおっしゃいましたけれども、特にがんの検診なので、もし悪い結果が出た場合への恐怖感であったりとか、その後のがんの病気の恐怖感、また、病気自体の恐怖感とプラスやっぱりその生活の恐怖感とか、いろんなものがあって、なかなか検診をされない方も多分におられるのかなと思いますし、例えばがんになった後のいろんなサポート体制だったりとか、そういうシミュレートしやすいような啓発活動、もちろんもっと言えば、子供のころからがん教育とかというのをやっておられるところもあるんですけども、少なくともそういうところの啓発というのも必要なのかなと私は思っているんです。そういうことをきめ細かくやった上で数字がどう動くのかなというのもぜひ大切なところだと思うんですけども、その辺のお考えはどうでしょうか。

藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

まず初めに、土曜日、日曜日の検診でございますが、あくまで巡回バスで検診をしておる集団検診において、土日の検診をふやす努力をしておる状況です。医療機関については、その医療機関の営業時間等々がございますので、それに応じた検診日時を設定していただいておりますということで、医療機関での土日検診というのはちょっと把握をいたしていない

ところでございます。

また、今回、無料クーポンのアンケートの中に、自分の検診の結果、がんがわかると怖いというような回答もアンケート結果の中ございました。例えば、精密検査を受けられていない方に対してアンケートを実施いたしておりますけれども、あくまで要精密検査というものについては、疑わしいところがありますので、もう少し詳しく調べてみるというのが精密検査であるという注釈も入れまして、精密検査を受診していただくよう、周知を図っておるところでございます。

中川雅晶委員

土曜日ないしは日曜日の検診の機会をふやすというところで、集団検診のみというふうな話だったんですけれども、この辺もやっぱり医療機関のそういう検診可能な先をふやす努力をする、もしくは、医師会にちゃんとその辺を理解いただいて協力いただくということも必要ではないかなと思うんですが、全くその芽はないんですか、今。

藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

今の現状といたしましては、医療機関の検診が何曜日に行われておるとするのは、あくまで営業していただいております中で受診をしていただいておりますと認識しておりますけれども、一度、何曜日の受診が多いか、土日の検診があるかないかについては調査をさせていただきたいと思います。

中川雅晶委員

豊田委員がいつも言われるように、医師会には多額の税金を投入されているところでもありますし、こういうときにやっぱりタッグが組めるというか、協力いただけると、また、市民の命を守るという観点から協力いただけるような、本当に具体的な折衝をしていかなきゃならないんじゃないかなと私は思いますし、先ほどの検診の環境を上げるという意味と、それから、例えば検診の有効性、それから、もし悪い結果があってもちゃんとサポートできるというようなことが、そういうようなものを構築していくという意味合いでは、やっぱりドクターの力とか、医療機関の力を多分におかりをしなきゃいけない部分ですし、その辺の部分をやったり市がやらなきゃいけない部分、また医師会とか、医師会ばかりでなく、医療機関に担ってもらわなきゃいけないところで、本市では、そういう土日でも、

また、例えば就業時間が終わってからでも検診が受けられる先をどう構築していくかというのも、青写真を描きながら折衝していただかなければ、この検診率というのはなかなか上がらないのかなと、これが頭打ちなのかなと思いますので、ぜひその辺の努力をしていただきたいと思いますと思うんですが、その辺のご決意だけで結構ですので、よろしくお願いします。

藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

今後、さらに受診をふやすために、医師会とも調整を図ってまいりたいと思います。

中川雅晶委員

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

豊田政典委員

じゃ、数点聞きますので、さくさくと行きたいと思いますので、簡潔に教えてください。委員長、これ、13番で今やっているんですね。13番……。

日置記平委員長

そうです。

豊田政典委員

まず、不用額について、ちょっと目についたので、数字がね、委員会資料の64ページのところに、これは後期高齢者医療特別会計の真ん中のやつで、執行率が低いんですけど、これはどういう理由なんですか、保険料納付指導員というやつ。

松岡保険年金課長

保険料納付指導員という職員が本課にございまして、その職員に報償費の支払いをしておるところでございますが、国民健康保険料と後期高齢者医療保険料、あわせて介護保険料も扱っているんですが、その実績につきまして見込みを下回るということになったため、不用額が生じてまいりました。

豊田政典委員

それは読めばわかるんですけど、何でそうなったかと。

松岡保険年金課長

予算策定の時点の見込み件数と実績に差があったことから、こういうふうな差があったというふうに認識しております。

豊田政典委員

これ、さっきの全体会に上げた話と関係するのかなと思いながらね。これ、何をやる人なんですか。

松岡保険年金課長

この保険料納付指導員といいますのは、先ほども少しお話を申し上げたんですが、滞納が生じている世帯のほうを滞納整理に回らせていただいて、外回りといいますか、そういうふうな担当をしている職員でございます。

豊田政典委員

なかなかこの平成22年度、23年度の金額がばらついているので、予算を設定するのが難しいのはわかるんですけど、何に対して単価設定するんですか、どういうことなんですか。

松岡保険年金課長

基本給の部分と、いわゆる成績給で、訪宅をした件数であるとか、収納してきた金額とかに基づいて支給しているものでございまして、後期高齢者医療特別会計の部分につきましては、いわゆる実績ベースに基づいたものを執行していると、そういうところでございます。

豊田政典委員

わかりました。実績が予算策定よりも上がらなかったという理解をしますので、全体会に上げる資料の中に、これも人数とか、実績とか、そういうのも数字を入れておいてくださいね。

次は動物愛護に行きます。動物愛護ですけど、いろいろ重なったというのは、昨年度の

決算やらでも話していましたが、主要実績の132ページに資料がありまして、132、133ページですけど、真ん中、保健所に収容された犬猫の引き取りとか、そういうのがふえないという話の中で、平成24年度に、猫について初めて譲渡の事業を始めたのかな。ゼロから12になりましたというのがあるんですけど、委員長、参考にちょっとスクラップを配らせていただいていたいいですか。

日置記平委員長

はい。

豊田政典委員

たまたまですけども、14日の中日新聞にこの件があったので、参考に配らせていただきますが、動物愛護管理法が施行されて、今年度からですけども、今月からか、なるべく殺処分を減らそうというふうに国も方針を変えているわけですね。そんな中で、四日市は、譲渡以外にどんなことを平成24年度やったんだろうかという質問なんですけど、昨年度の決算でも、山口議員も一般質問されたり、もっとやり方があるんじゃないか、余りにも殺処分が多過ぎるんじゃないかという話がありましたということ。

それから、この議会に陳情が出ていまして、三重県の動物愛護管理センターと連携しようと思っても、ボランティアはなかなか協働作業をできないので、陳情したいと。四日市市議会に何ができるのかもよくわかりませんから、このあたりの事情とかも教えていただきたいし、このスクラップにあるように、少し読んでみると、長野県というのは譲渡が非常に多くて、ホームページで1匹ずつなのかな、丁寧に犬猫の写真を公開したり、講習を開いたりしているということ。それから、名古屋市では、獣医師が助言をしたりしている。けれども、四日市市というのはそこまでできていないのかなという気もするんですけど、実情と24年度のやってきた内容、それから今後の考え方、まとめて答えていただけませんか。

伊藤保健所副所長兼衛生指導課長

よろしく願いいたします。

こちらのほう、主要施策実績報告書の133ページのほうに、犬猫の抑留とか収容数という形で表で出させていただいております。この表の中で、四日市については、犬猫、犬の

例えば抑留・収容数というのは121でございました。これにつきましては、県下で四日市を含んでトータルで1012に対して、四日市121でございました。その中でお話のありました譲渡数は、中段のところになりますけれども、四日市の場合は犬については5頭、これは県下では四日市も含んで61頭という状況でございました。あと、猫につきましては、その下のほう、抑留数が337、それに対して三重県下で3040、そのうち真ん中辺、譲渡数につきましては四日市が12となっております。それで、これについては県下ではトータルでは23でございます。ですから、四日市の分の抑留・収容数が県全体の10%余りに対して、譲渡については半分が四日市だという形で、これにつきましては四日市のほうがかなり、猫の関係については突出しているという形です。ですから、これは新しい制度をつくったということの効果が出ているように私のほうは思っております。

あと、委員のほうからは、どのような取り組みをしているのかというお話がありました。私ども、衛生指導課のほうにも獣医師を2人抱えております。そうした中で、私どもの衛生指導課の分室のほうに、所有者の方から、特に犬が多いですけれども、犬についてお話があったときについては、どういう状況でどうして飼えないのかというふうな形のことを直接話をさせていただいて、特にこの9月からは、動物愛護法で引き取りについては非常に終生飼養という形をうたっておりますので、実は8月にご相談があったときについても、はいと言うわけではなくて、何とか飼っていただくような形で賢明に説得させていただいて、じゃあという形で、とりあえずお帰りいただけたというような形の部分がございます。こうした形ですので、やはり相手の方の事情をよく聞いた上で、獣医師も相談の上、今後、安易に引き取るのではなくて、飼っていただくような形のことを進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

豊田政典委員

この陳情の話は答えられていないんですけれども、昨年度から、ボランティアと協力しながら譲渡をふやしたらどうやという話もありましたけど、そのあたりはどんな取り組みをされたのか。

伊藤保健所副所長兼衛生指導課長

済みません。その陳情部分についてお答えさせていただかず、申しわけございませんで

した。陳情につきましては、今回の陳情を上げていただいた方と一緒に、7月でしたか、私どもの職員も同行いたしまして、三重県動物愛護管理センターのほうに行って、見ていただきました。そうした上で私どもが、猫であるとか、そういう状況をご説明させていただいた上で、特に猫なんかについては、4月、5月でいっぱい子供が平均、猫だと五、六頭ですかね、生まれて、それが放置されているというような形のことも多いです。そうした部分で、それについて何とかならないかというお話がありましたので、一緒に見せていただいて、三重県なり、四日市の状況も見ていただいたところです。

そうした中でああいうような形で要望をいただいて、今後は、やはり猫については非常に引き取りも少ないということで、飼っていただく以上はきちっと終生飼っていただくと。また、いたずらに子供を産まないような形で、私どものほうも、避妊とか、去勢の補助を行っておりますので、その制度を利用していただいて、子猫が生まれてどうしようもなくなるというような事態は避けたいというような形のことをしております。

あと、民間との協働という部分につきましては、こちらについては、去年は9月29日に市内の民間の愛護団体の方と一緒に動物愛護講演会を開催させていただきました。これについては「地域猫との共存ってどんなの」というようなテーマで、文化会館のほうで120名ほどの方の参加をいただいて、させていただきました。こうした形のことを含めて、地域で、猫については首輪をつけて近くにいるという部分が非常に少ないので、地域の猫のあり方ということも含めて、今後も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

豊田政典委員

市民の皆さんの意識啓発というのも大事だと思うんですけども、一方で、殺処分を減らして譲渡をふやそうと思うと、より具体的な取り組みが必要だと思うんですよ。四日市の市の保健所のホームページを見ても、ほとんど役に立たないような状態になっているし、これらの保護期間というのは、収容してから3日間というのがどこかに載っていましたが、そのとおりなんですか。3日以内に見つからなければ処分すると。

伊藤保健所副所長兼衛生指導課長

保護期間につきましては、法律上で2日になっております。

豊田政典委員

そうすると、詳しくはわかりませんが、2日の間に何か周知して、周知というか、譲渡、引き取りに来たり、本当の飼い主であったり、里親であったりするのが見つからなければ、どんどんどんどん処分する。これは延ばすことはできないんですか。

久志本衛生指導課副参事兼課長補佐

豊田委員、質問ありがとうございます。いつもありがとうございます。

その公示なんですけれども、一応、規定上は2日、それで、殺処分するにはあと1日の猶予ということで、3日間の猶予ということで決めにはなっておるんですけど、ただ、四日市におきましては、やはり3日間では、飼い主の方に気づいていただいたり、わかっていただくのが短いということで、四日市につきましては約1週間をめぐり公示期間を設けております。

うちのほうに入ってきました犬につきましては、登録というのがございますもので、その近隣でそういう犬を飼っている方が見えないかということ进行调查させていただいて、お電話をさせていただいたりして、少しでも返るよということ、獣医師のほうで努力をしております。ですので、入ってきた数の、四日市につきましては、大体半分ぐらいのわんちゃんが、そこで飼い主が見つかって返っておるというような形になっておるかと思っております。

これにつきましては、委員さん言われるように、中には、本当にこれ、絶対、飼い主がおるんじゃないかという犬につきましては、さらにもう少し猶予を置くとかをして、ただ、余り長いこと置くというのもやはりいろんな経費とかもかかってくるかと思っておりますもので、可能な範囲でできる限り飼い主を見つけるように、引き続き努力をさせていただきたいと思っております。

豊田政典委員

改正法施行を機会に、総合的にその取り組みを見直していただいて、今までやっていないこともできることはたくさんあると思っております。マイクロチップの話も新聞に載っていますよね。そういったこの機会を捉えて、ぜひ、犬だって、猫だって、みんなみんな生きていと書いてありますね。そのとおりやと思っておりますから、なるべく殺処分を減らすような取り組みを改めて始めていただきたいと思います。

あと三つほどあるんですけど、いいですか。

日置記平委員長

12時になりますね。昼からでいいですか。よろしいか、昼からで。

(異議なし)

日置記平委員長

では、12時ですので、昼休みに入ります。再開1時といたします。

12:00 休憩

13:01 再開

日置記平委員長

それでは、おそろいですので、始めさせていただきます。

先週に引き続いて継続しているものですから、課題が上へ行ったり下へ行ったりしているところにありますので、少し混同しているところがありますが、頭の中の整理をさせていただきながら、引き続いて質疑をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(「豊田さん……」と呼ぶ者あり)

日置記平委員長

そうだった。大変失礼いたしました。あと三つほど残っていましたね。

豊田政典委員

衛生費、保健所費の関連だと思えますけど、地域医療もそうですし、ほかのいろんな計画にもかかりつけ医の重要性というのが出てくるんです、文言としてね。昨年2月に平成24年度予算を審査する際に、かかりつけ医の現状であるとか、取り組みについて聞き取りましたが、24年度中にどのような取り組みをされたのか、かかりつけ医を推進していく

ためのね、そのあたりをまず教えていただきたいと思います。

栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

かかりつけ医につきましては、いろいろ地域医療の施策の中で、取り組みは、主にはやはり講演会、それから、地域医療の市民企画という形でも地域のほうに根ざしてきておりますが、また、講演会等を、健康部としては回数を開かせていただきまして、それで取り組みをさせていただいているというような状況でございます。

かかりつけ医を持ちましょうという形の研修は、健康部が始まったころは、よくそういう題名のままのでやったりしていたんですけれども、今回は、余りかかりつけ医中心ということではないんですけれども、さまざまな形でそういうことを知っていただきたいという形で地域医療の講演会というのをさせていただいておりますし、先ほどもありました市民企画のほうなんかでも講演のものを取り入れていただいておりますし、先ほどございましたような状況でございます。

以上でございます。

豊田政典委員

これは平成24年2月の議会の中で、市民の皆さんのかかりつけ医を持っているよという人の割合はどうなんだと問うたところ、把握はしておりませんということでしたが、その後、把握されたのかということ。それから、そのときの委員長報告では、四日市医師会と調整しながら広く周知方法を検討したいとされておりますけれども、今の答弁だと、かかりつけ医の推進というのをやめたのかなというふうに見えるんですけれども、どうなのでしょう。

栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

この前のときも、まだ把握しておりませんということで、最近の状況ということなんです、一番近い状況で、どういう段階で把握しているかということなんです、定期的に把握するために、今は介護保険の事業計画をつくる際に、どれぐらいかかりつけ医を持っていますかというような質問も必ず入れていただいて、それで定期的に数値をはからせていただいているというような状況でございます。

最新の数値としましては、ことし、また介護保険の事業計画の第6次をつくる際に最新

版をとらせていただきたいと思いますと思っておりまして、今年度のアンケートの中に、これは介護保険のほうの所属でやられることなんですが、そこへかかりつけ医についてのご質問を幾つか入れさせていただいて、今年度の最新版をとらせていただきたいと思いますというふうに考えております。今、手元にあるのは3年前の数値でございますので、ちょっと最新版の数値は入れにくいものですから、定期的に3年ごとにとらせていただきたいと思いますというふうに考えております。

豊田政典委員

3年前のでいいですけど、少しご紹介いただけますか。

栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

済みません。この介護保険の事業計画のときにとった数値なんですけれども、数値を申し上げてよろしいでしょうか。65歳以上の方のかかりつけ医の数値と、それから、それより若い方については細部数値が違うんですけれども、細かく言いますと、65歳から74歳までですと82%ぐらい、それから、それ以降になりますと90%以上という状況です。また、若い年代層の方ですと、例えば40代、50代、60代の前半ぐらいを平均しますと59%ぐらいということで、やはり年齢が高くなると、どうしても体の不調を訴えるようなことが多くなりますので、当然かかりつけ医も多くなると、そんな状況になっております。

以上でございます。

豊田政典委員

いろんな地域医療を初め、事業、政策を行っていく上で重要なポイントを占めるところなので、さらに啓発というか、推進をしていってもらいたいなと思いました。

次は、先ほども中川委員が少し言葉を出されましたが、主要施策実績の110ページのところ、地域医療対策事業費という中に三師会補助金があります。昨年度もこの委員会から種々指摘をしましたが、一つには、提出書類のずさんさというのが明らかになった。これを昨年度中に、まともな報告書というのを出すように改善されたかどうか、答えていただきたいと思います。

栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

医師会の補助金につきましては、医師会からいただく報告書が、医師会のやっている事業がだーっと載っているだけのをばーっと出してきているようなことがございましたので、それでは市の補助金に対する実績報告とは言いがたいということでご指摘をいただいております。

24年度の末に出されました実績報告につきましては、こちらのほうの補助金の考え方といたしまして、医師会のほうへお願いしている、いろいろな依頼事業とか、委託事業、それから、本来、医師会で地域医療のためになさなければいけないような事業について、それぞれを挙げて補助金という形で、統一して、金額としては1265万円という形でまとめて出しておりますが、中身は仕分けをしております。それに従いまして、医師会のほうも、例えばお医者さんをいろいろ、うちが例えば検診をするための依頼、委託の事業をするときには、事務局でどれぐらい時間がかかって、どれぐらいの作業があったかということをお細かく時間数を載せたものを出してもらって、それから医師会の事業という形でまとめたものも出していただいておりますので、かなり精度の高いものをいただいたというふうに考えております。

以上です。

豊田政典委員

市民のお金を補助金という形で出しているわけですから、それを見て、誰が見ても、市民の方が見ても明確にわかるような資料でなければいけないと思うんですよ。そのレベルまでいっているんですか。

栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

非常に難しいところがありまして、私、前に事務局におりましたときに、やはりやっていただいている医師会の事務局の事業を時間を細かく区切って、お願い事業に対しては、どれぐらい時間を割いてもらっているかということをお、いろいろこちらもつくりまして、医師会のほうもつくりまして、このぐらいの時間でこんな作業をしていただいて、どんな人がやってもらっているというようなことを細かく積み上げたものをつくりまして、医師会のほうとしましても、それに基づきまして、医師会へ依頼された事業にどれぐらい時間がかかっているということで仕分けをしています。

ただ、それを一般の人が見て、例えば胃がん検診の先生方のいろいろなお願いをするのに、

例えば、この依頼事項に1時間とか、これに何時間とかと書いてあって、それを見たときに、一般の市民の人がそれでもってわかるかということ、それはちょっと細かい作業を積み上げたものですから、どうかなというところもあるかも知れませんが、健康福祉部としては、大分明らかに、前のと比べると明確になってきたというふうには考えております。市民全員が見て、納得というところなのかという線はまだまだちょっと難しいかも知れませんが、

ご指摘をいただいておりますので、その補助金という形を委託料に見直したらどうかというご意見も委員の皆様からいただいておりますので、今年度は、そのあたりをよく整理して見直しをしておりますけれども、昨年度につきましては、そういった形で補助金のままでありますので、実績報告というのは時間数を積み上げたものという形で出してもらっているということでございます。

豊田政典委員

最後に言われたように、平成25年度からは委託料という形で、実績報告やお金の使い道も報告しなくてもいいようになっていったとありますよね。だから、24年度の最終のところに来ても、なお不適正のまま逃げ切っていくと、補助金の見直しからは、そんなふうに理解していいですか。

栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

この医師会の補助金につきましては、本当に難しく、過去から思っておりまして、どういうふうに積算を積み上げていって、どういうふうにこの数字を皆さんから評価していただけるような数字にするかということは、健康福祉部としても頭が痛くて、ずっと悩んできたところでございますが、決してそんな不適正な数字とは思っていませんし、その前に逃げ切ろうとか、そのようなことも考えておりません。ただ、不適切ではなく、ただ、どうあったら一番いい数字なのかというか、どういうふうな計算をさせていただくと一番いいのかというのは、過去からいろいろな試行を重ねた結果、今、本当にやっている事務量について、こういったお金を出させていただいているという形で積算させていただいておりますので、より透明性は高くなったというふうに考えております。

豊田政典委員

だから、明確に説明できないような対象事業であるものに、補助という形で金を出していたということ自体、無理があったということです。だからこそ委託料に変えていこうというふうになったわけでしょう。ということで、平成24年度決算の総括としては、もしくは24年度以前については、不適正な補助を出していたと判断せざるを得ないじゃないですかという私の思いを申し上げて、この項はそこまでにしておきまして、最後、ちょっと委員長、守備範囲、今やっているところの範囲がよくわからないんですけど、介護、高齢、老人福祉について……。

日置記平委員長

基本的には、衛生費、保健所費のところに集中したいところではありますが、冒頭申し上げたように、委員の皆さんがそれぞれの思いがあるので、自分の専門やら、通過したやつをまた運転手がバックしなきゃいけないようなところもありますけど、とりたてて強い思いがありますればですね。

豊田政典委員

いいの。理事者、いるんですね。

日置記平委員長

はい。全部おられます。

(「おられるの」「介護・高齢福祉はおらん」と呼ぶ者あり)

日置記平委員長

ごめんなさいね。介護の担当はおられないそうですから。

豊田政典委員

じゃ、僕だけならやめておきます。

日置記平委員長

他に。

中森慎二委員

資料、出てきた……。

日置記平委員長

済みません。資料、出ました。どうぞ。

中森慎二委員

全部説明してもらわないと思うので、内容を聞きたいだけ。要はこのアンケート調査をして、未受診理由の把握と受診奨励成果ということなんだけど、このアンケートの中で、受けなかった理由についての答えは何ですか、主なものは。

藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

1 ページにアンケートの調査票をこの往復はがきで載せておりました、下の部分の問 2 にございますように、利用して受診していない理由は何ですかということで、A から J ま で選択肢を設けておって、この項目で回答をいただいております。

中森慎二委員

だから、その結果は何ですかと聞いている。

藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

結果については、追加資料の 5 ページでございますが、回答結果として、それぞれの乳がん、子宮頸がん、大腸がん、主なものを、これから受診する予定であるとか、職場の健診で受ける、あるいは忙しくて検診を……。

中森慎二委員

ちょっともう一遍言ってくれる。

日置記平委員長

ちょっと待って。もう一回言うてって。

藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

追加資料の5ページでございます。

中森慎二委員

追加資料ってどれやねん。

日置記平委員長

もとのやつやな。6番のやつと違うの、表紙の上に。

中森慎二委員

きょうもらった、今もらった資料にないんじゃないの、それ。

(「3ページに入っています」と呼ぶ者あり)

藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

済みません。ちょうど先ほどお渡しした2ページから3ページにかけて、問2で無料クーポンを利用していない理由ということで、乳がん検診、3ページで子宮がん検診、大腸がん検診、それぞれの理由の回答を挙げさせていただいております。

中森慎二委員

これで見たら、職場の健診で受ける、あるいは受けたというのが23.9%、非常に率として高いわけじゃないですか。だから、国民健康保険の関係じゃなくて、会社の健康保険なんかのサラリーマンの人が、人間ドックの中で一括で受けている人がたくさんいると思うんですね、現実には。そこにも、45歳と40歳、50歳でしたか、特定年齢に達した人とかにも事務的に送られているわけで、そのところの、無料クーポンを使ってもらわなくても、自費で、あるいは会社の健康保険の補助をいただきながらやっている方がたくさんいるわけですよ、実態としては。

だから、例えばですけど、無料クーポンを使わなくても自分で独自で受けている人が二十何%いるとしたら、その人たちは、自己意識の中で自分の健康管理をしようという

ことで実施されているわけですね、別立てで、自己負担しながら。だとしたら、それを受けなかった人、無料クーポンを使わなかった人には、例えば自分で受けた人間ドックの結果と、この無料クーポン券を持っていけば、ヘルスプラザのプールがただになるとか、何かそういうふうな話があってもええんじゃないのかなというふうに思うんだけど、無料クーポンを使った人は使った人のことなただけけれども、使わなかった人にもそんなインセンティブがあってもいいんじゃないのかなと。それだけ自分の管理をしようということで、自分でお金を出して受けているわけでしょう、みずから。そういう話にはつながっていないのかな。

日置記平委員長

新しいアイデアが出てきました。

藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

今回の一般質問でも、山口議員のほうからマイレージ制度のほうを検討したらどうかというご質問があって答弁させていただきましたように、まだそういったところでの効果でありますとか、どこが主体となってやっておるといのがまだ明確になっておりませんので、今後、このがん検診を受けた場合に、委員おっしゃられるような、有効な使い方を今後検討してまいりたいと考えます。

中森慎二委員

違う、無料クーポンを使った人じゃない、使っていない人のことを言うのよ。使っていないけれども、自費で、別のところで検診を受けている人がたくさんいるじゃないですか。そういう部分については何もなくていいわけ、それで。

何か笑っていたけどさ、課長が、今の笑いは何やった、この質問に対して、答えてくれよ、それ。しょうもない質問をするなということなのか。

藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

使っていない方に対して、例えばそういうインセンティブを与えてあげればどうかというお話でございますが、会社の定期健診で受診される方で、あわせて人間ドックを個人的に、あるいは会社のほうで受けられておるとい方もございますので、そういった方々に

ついて、例えば今、委員がおっしゃられるようなことについても検討をいたしたいと考えます。

中森慎二委員

笑っている理由は何か聞いている。あなたに聞いているんだよ。

日置記平委員長

伊藤副所長、あなたに視点が当てられていますよ。

伊藤保健所副所長兼衛生指導課長

済みません。私のせいで済みません、笑ったということでご迷惑をかけて申しわけございません。

中森慎二委員

いや、ご迷惑なんかかけていない、理由を教えてくれ。

伊藤保健所副所長兼衛生指導課長

済みません。特にこれといった理由はなくて、済みません、申しわけございませんでした。

中森慎二委員

じゃ、理由もなしに笑ったのか、あんた。

伊藤保健所副所長兼衛生指導課長

申しわけございません。

中森慎二委員

申しわけないじゃないでしょう、理由を質問している。どうして笑われたのか。笑う理由があるなら堂々と言ってくれよ。何がおかしいの。はっきりしてくれよ……。

伊藤保健所副所長兼衛生指導課長

済みません、私の不注意で……。済みません。よく理解をせずに、ああ、そうなのかと
というような形のことでしたので、申しわけありません。

中森慎二委員

聞こえない。もっとはっきり言ってくれ。

伊藤保健所副所長兼衛生指導課長

委員の質問に対して、ちゃんと聞かずに、変な態度をとって本当に申しわけございませ
んでした。

中森慎二委員

聞かずに笑ったの、そうしたら。余計わからんね、その意味が。どんな態度でここに臨
んでいるんや、理事者として。あんた、責任ある立場じゃないのか。

伊藤保健所副所長兼衛生指導課長

済みません。責任ある立場であるのに、不注意な態度をとりまして、申しわけございま
せんでした。

中森慎二委員

そんな理事者なら要らんで、退場したらどうや。

伊藤保健所副所長兼衛生指導課長

申しわけございません。

日置記平委員長

他に。よろしいか。

豊田政典委員

今のがん検診の件ですけれども、巡回バスのみ土日やるというのでいいのかなと思って

いたけれども、午前中に中川委員が言われたとおりで、実は巡回バスのみで、各病院とか医院は調べてもないということでしたので、それではいけないよということ言われた、そのとおりだと思います。このアンケートの結果でも、どこで受診しやすいかといったら、一番多いのが医療機関ですから、そこをカバーしないと、多額の委託料を払っているわけですから、三師会と、医師会と連携しながら次のステップに行っていきたいというのが一つ。

それから、そのアンケートの結果を見ると、職場で受けたとか、別のところでクーポンを使わずに受けたとかいう人もいることがわかってきましたやんか。そうすると、追加資料のものの数字を探していたんですけど、ちょっと見つからないんですけど、僕じゃなくて、どなたかが請求したかと思うんですけど、クーポンをもらっているのに、受けている受診率が低いねというところから始まったと思うんですよ、注目したのがね。そうじゃないよということがわかった。クーポンを使わなかったけど、会社であったり、クーポンを使わずに受診した人がいる。そうすると、もとのデータが、クーポンをもらったけど、結局、どういう形でも受診していない、検診していないという人がわかっていないと、実態がよくわからないんですよ。だから、これからのデータの作り方ですけど、そういった形にしてもらったほうがより実態がわかりやすいので、改めることができれば改めたいと思いますけど、どうでしょう。

藤田健康福祉部参事兼健康づくり課長

午前中、中川委員のほうからのご指摘をいただきました、医療機関での検診の曜日については、今後調査をして実態をつかみたいと思います。

もう一点は、豊田委員のほうからのご指摘いただいた、本当に使っていない理由については、今回、この検診のアンケートについては、あくまで往復はがきでの、細かいアンケートではございませんので、今後ちょっと検討して、もう少し実態のわかるようなアンケートを検討してまいりたいと思います。

豊田政典委員

以上です。

日置記平委員長

ただいま、お一人、傍聴が入られました。

よろしいか。ありませんね。中川委員、よろしいか。

中川雅晶委員

もう介護保険はだめですよ。

日置記平委員長

介護保険……。

山本委員、よろしいか。皆さん、よろしいか。

中森慎二委員

実績報告書の111ページの部分答弁はよかったですかね、ここと一緒に。いいですか。

医療施設の立ち入り実施結果の中で、「医療従事者の不足」1、「医療安全管理体制の不備」1というのがあるんですが、これは具体的にはどういう内容なんですか。非常に重要なことだと思うんだけど、この病院は公表できないんですか、これは。

水谷保健予防課管理医療係長

医療機関の立ち入り検査についてご質問をいただきました。医療安全管理体制の不備については、こちらに1件上がっていますが、こちらは、昨年実施した水沢病院さんが、医療法のほうで決められている医療安全について、委員会を設けなさいという規定の中で、その定期開催が少なされていなかったという項目と、それと、同じく医療安全の中で、全職員の医療安全上の研修会を設けなさいという項目なんですけれども、こちらのほう、研修はなされていましたが、その記録がちゃんとなされていなかったという形で指摘をさせていただいて、改善するようにという申し入れをさせていただきました。

それと、その表の真ん中ですが、医療従事者の不足、こちらについては富田浜病院さんだったんですけど、ドクター、医師の不足が規定上の、富田浜病院の収容の患者数に対して規定の勤務ドクターの数が少し足りませんでしたので、ご指摘をさせていただきました。こちらについては、その後、うちのほうの指摘、指示に従って、その後充足したということを確認を受けております。

以上です。

中森愼二委員

わかりました。

日置記平委員長

よろしいか。なければ、閉じますよ。

(なし)

日置記平委員長

ないようでありますので、議案第54号の関係部分ですが、山本委員の反対の部分、もう一度言っていただきます。

山本里香委員

失礼します。議案第54号中、一般会計の中で第3款第5項国民健康保険費の法定外繰り入れ等の一部の部分、関連を、国民健康保険特別会計に来ておりますので、この2カ所、第5項と特別会計の国民健康保険特別会計というところで反対ということで。

日置記平委員長

わかりました。

(「繰り入れが多いので反対するの」と呼ぶ者あり)

日置記平委員長

よろしいか。

山本里香委員

理由は、先週にも申し上げましたが、まず、運営上、基金の積み立てが積み増しをしていっている、その基準の定かでないこととともに、こういった部分があるのであれば、国民健康保険料の減額に努めるべきときではないかということも含め、一般会計からの法定

外繰り入れについては、法定外繰り入れをふやしてきたのに、それを減額していつている今の現状、今、未収金と申しますか、滞納金などが多いことの原因の一つに保険料の高さということもあるので、そういうことも総合的に考えまして、会計運営、今、検討すべきということで、平成24年度についても、かつて指摘はしておりましたけれども、そのような内容で反対をさせていただきます。

日置記平委員長

反対理由は、今、言っていただきましたとおりであります。

それから、全体会に送る部分であります。国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計等々の滞納については、全体会に送るべきというご意見が出ましたので、まず、この全体会に送ることについてお諮りをいたします。全体会に送ることに賛成の皆さんの挙手を願います。送ることに賛成。

(賛成者挙手)

日置記平委員長

ありがとうございます。全員賛成であります。

ただいまの3件については、全体会に送ることに決しました。

[以上の経過により、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計等々の滞納について、採決の結果、全会一致により全体会へ送ることと決する。]

日置記平委員長

では、議案第54号平成24年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、お諮りいたします。

一般会計、歳出、第3款民生費、第1項社会福祉費、第2項児童福祉費中健康福祉部所管部分、第3項生活保護費、第4項災害救助費、第5項国民健康保険費、第6項介護保険費、第4款衛生費、第3項保健所費、第10款教育費、第1項教育総務費中健康福祉部所管部分、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計について、賛

成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

日置記平委員長

ありがとうございます。賛成多数でございます。よって、本件は認定すべきものと決しました。

以上で、議案第54号を終了させていただきます。

[以上の経過により、議案第54号 平成24年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出、第3款民生費、第1項社会福祉費、第2項児童福祉費中健康福祉部所管部分、第3項生活保護費、第4項災害救助費、第5項国民健康保険費、第6項介護保険費、第4款衛生費、第3項保健所費、第10款教育費、第1項教育総務費中健康福祉部所管部分、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計について、採決の結果、賛成多数により認定すべきものと決する。]

日置記平委員長

続いて、理事者の皆さん、入っていただきますように。予算常任委員会について。ご苦労さんです。

議案第58号 平成25年度四日市市一般会計補正予算(第3号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費

日置記平委員長

部長、よろしいか。では、始めます。

予算常任委員会教育民生分科会の議案第58号平成25年度四日市市一般会計補正予算(第3号)について、健康福祉部所管部分の説明を求めます。

栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

よろしく願いいたします。

資料は、予算常任委員会教育民生分科会資料、一般会計補正予算（第3号）の健康福祉部のものがございます。よろしいでしょうか。

日置記平委員長

表紙、どんな表紙ですか。皆さんに説明してください。

栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

表紙はこういったものがございます。資料ナンバー3と。

日置記平委員長

ナンバー3になっております。

では、始めてください。

栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

では、始めさせていただきます。

1ページをごらんいただけますでしょうか。地域支え合い体制づくり事業補助金は、三重県の地域支え合いづくり補助金 これは補助率10分の10でございますが を活用いたしまして、高齢者や障害者等に対する地域における日常的な支え合い活動の体制づくりの推進を図る目的で、平成23年度より実施している補助事業でございます。さきの6月定例会議の際にも、三重県からの平成25年度第1次募集がございましたので、1件上程をさせていただきます。今回は2次募集に基づくものがございます。

今回も各地区や福祉関係事業者などに十分周知を行いました。事業を新規に立ち上げる際の必要な経費の補助ということもございまして、募集期間がどうしても、2次募集、割と短かったこともありまして、地域からいただいた募集は「スマイル カフェ」開設事業1件となっております。

この事業は、橋北地区で活動いたしますNPO法人ニコニコ共和国が実施する高齢者のためのカフェの開設事業で、高齢者の孤独や孤立の解消や見守り活動の強化を図るもので

ございます。予算額は119万3000円で、カフェで使用する萬古焼のコーヒーカップやお皿、講演会や映画鑑賞に使用するパソコンやプロジェクター等の購入に係る経費を計上させていただいております。

また、2ページをごらんいただけますでしょうか。こちらには前の6月の補正予算のときをおつけしておりますけれども、こういった平成23年度、24年度の事業、それから、6月定例月議会のときにお認めいただきました25年度の第1次の事業の一覧をつけさせていただきます。

なお、この事業を活用しました救急医療情報キットの件につきましては、6月定例月議会のときもご質問をいただいております、きょう、別のペーパーといたしましてA4の両面でお配りさせていただいておりますが、お手元にございますでしょうか。

(「初日やったっけ」と呼ぶ者あり)

日置記平委員長

先週。表紙はどんな……。

栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

A4の両面で、表紙はないんですが、こんな感じで。そうでございます。

よろしいでしょうか。

日置記平委員長

はい。

栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

それでは、今回の補正予算、直接ということではないんですが、6月定例月議会のときにもご質問をいただきまして、救急医療情報キットにつきましては少し考え方をまとめておかないといけないということで、これ、A4の両面でございますが、簡単ですが、その後の考え方をまとめさせていただきます。

消防本部と市民文化部と危機管理監と健康福祉部の4部で話し合いをさせていただきまして、救急医療情報キットなるものがどういうふうな形で入れていくべきかということも

話し合いました。

地区別の現在の導入状況でございますが、記載させていただきました15地区につきましては既に導入をいただいております。活用した補助金につきましては、地域支え合いを使っていた地区もでございますが、地区防災組織活動補助金や個性あるまちづくり補助金、地域社会づくり総合補助金なども使っていたっております。

現在、未導入の地区でございますが、この7月に、市民文化部が、各地区を全部、地域団体との意見交換会ということで回るということがちょうど話し合いの際にございましたので、全地区へ行かれたときに、自治会長さん等に、地域支え合い体制づくり補助金の一つの事例としまして内部地区の事例をまとめたものを県が出してございましたので、それを持っていってもらって、いろんな話し合いの中で、地域に情報キットのことも必ず項目として触れてほしいということをお願いして回っていただきました。

その後、センターに全部電話をいたしまして、その後の反応はどうだったかということをお伺いしたところ、「各地区における今後の予定」にございますように、今年度で導入をしたいと言っていた地区が4地区でございます。あと、まだ5地区が未導入でございますが、これにつきましては、やはり地域で救急医療情報キットを優先するとか、こういうものが要るんだろうとか、いろいろご意見がやはりこの5地区につきましてはありましたということでしたので、今後、やはりほかの地域も入れておりますし、消防さんのほうとしてもホームページには載せておりますけど、地域単位で入れていただくのが非常に有効なものでございますので、ぜひともお願いしたいということで、今のところ、5地区はまだちょっと未定という状況でございます。

裏面をごらんいただきたいんですけども、今後、私どもの考え方といたしましては、既に15地区には導入されているんですけども、救急医療情報キットというものは、定期的にその情報をやはり更新していかないと、せっかく持っていても意味がありませんので、個人で所有して、自分が買ってきて使っているというだけではなかなか十分な情報の更新もできないということで、なるべくやっぱり地区単位で導入していただいて、防災訓練とか、そういうときに一度中身を点検しましょうとか、そういうことを地域単位でやっていただいて初めて効果が出るものと考えておりますので、やはり地域で入れていただきたいと。それから、市民が個別に導入するよりも、地域単位で入れていったときに、消防のほうで、この地域は救急医療情報キットが入っているということを十分情報をつかんでから救急車で出ていくということでしたので、ぱっと入られたときに、冷蔵庫をぱっとあけら

れたりとか、そういうことがやはり手早くできるということを消防のほうも言っておりましたので、やはり地域単位で入れていただきたい。

その地域単位の補助金なんですが、この地域支え合い体制づくり補助金は、確認いたしましたら、この第2次募集で今回で3年間、23、24、25年度とやり始めましたけれども、終わってしまいましたので、それ以外の補助金で、地域社会づくり総合事業費補助金や、地区防災組織活動補助金を使っていただいて入れていただくようにということをお願いさせていただいております。

今後も、まだ未導入の地区につきましては、定期的をお願いさせていただいて、ぜひともご利用いただくようにということで、危機管理室や市民文化局が補助金のご説明などをするときにも小まめに説明させていただいて、全地区に入るようにさせていただきたいというふうに考えております。この考え方でまとめさせていただきました。

私のほうからは以上でございます。

坂田介護・高齢福祉課長

資料のほうは、続きまして3ページでございます。認知症地域支援体制推進事業費でございます。認知症高齢者が地域で安心して住み続けていくためには、適切な治療と介護サービスを受けることが重要でございます。そのため、認知症高齢者の病状や生活状況などの情報を関係者がそれぞれ共有、連携していくことが必要です。その情報共有のツールといたしまして、仮称でございますが、「くすのき手帳」という認知症連携のための手帳を作成していこうと考えておるものでございます。これは市立四日市病院の医師、地域包括支援センター、本市健康福祉部が共同で検討を行っておるものでございます。

1点目でございますが、この手帳による介護家族、医療機関、介護サービス事業の連携方法でございますが、これは認知症高齢者本人ではなくて、家族と医療機関、介護サービス事業者の3者で連携ツールとして使用するものでございます。配布につきましては、かかりつけ医、専門医が必要と判断した場合に、この手帳の趣旨でありますとか、利用方法をご家族さんに説明いたしまして手渡しをし、介護サービスを利用する際に、事業者にはこの手帳の利用を開始したことを伝えていただいて、連携に参加してもらうという流れでございます。この手帳の中には、ご本人の日ごろの暮らしの様子や、介護サービス利用時の様子、医療の状況を関係者が逐次記入してもらい、認知症高齢者を支える仕組みづくりを推進していくことを目指しております。

なお、趣旨や利用方法について広く周知を図るため、医療機関、介護事業者を対象とした研修を実施したいと考えております。

2点目の作成部数でございますが、1万部ということでございます。今年度から3年間でおおむね3000部の配布を見込んでおります。

3点目、補正予算額といたしましては71万1000円でございます。県の地域支え合い体制づくり事業補助金を活用してまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

日置記平委員長

説明者の説明は終わりましたので、この関係部分について、委員の皆さん方の質問をお受けいたします。

芳野正英委員

それぞれ1点ずつあるんですけど、まず、地域支え合い体制づくり事業補助金の部分なんですけど、非常に趣旨としては事業内容がわかるし、取り組みとして必要性も感じるんですけど、NPOとしてカフェを開設してやっていくという部分での、少しこれまでの補助金の利用方法とはちょっと違う部分があるのかなと思うんですね。いわゆるそれが有料なのかどうかはわかりませんが、コーヒー等を提供して出すという部分が、今までの取り組みとちょっと違うんですか。この辺、要綱で、そういう形の有償サービスも行う団体にこういう補助を出していいのか。しかも、出す部分がコーヒーカップとかというところになると、有償サービスのもとになる部分を補助金で手当てをしていくということなんですけど、この辺がふさわしいものなのかどうかというのがちょっと疑問には感じるんですけど、補助要綱の中にそういうところはいいいというふうにならなければ、それはそれでいいのかもしれませんが、ちょっとその辺を説明していただけますか。

栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

この補助要綱に、具体的にこのお金を取っているのがいけないとかということは特に書いていなかったと思うんですけど、県の補助金をベースにしておりますので、県のほうにもご相談させていただきましたが、特に問題ないということでしたので、100円ぐらい、参加費を取ることなんです。その100円というのは多分、ゆで卵やパンやお茶という

ことですので、その卵を買ったりとか、そういうもののお金の少し足しにするということ
でございます。

橋北地区、今、ばんこの里会館のほうで、民生委員さんたちと一緒にあって、こういう
カフェを既に西のほうの地区で、西と東と分かれたとしたときに、西のほうの方だけじゃ
ないんですが、ばんこの里会館のほうでやっているのは既にやっているんです。ただ、こ
れ、新規事業、もうやっているからということではないんですけれども、東の地域の方が
やはり西の地域のほうには余り行きにくいということもありますので、東のほうの方も行
きやすいということで、一つやりたいということでしたので、うちも力を入れて説明させ
ていただいて、県のほうも、もちろん健康福祉部のほうも何も問題はないと考えておりま
す。

芳野正英委員

確認ですけど、そうすると、このNPO自身は地域の方々が入っていると思うんですが、
東橋北地域なのか、全体としてなのかという部分と、ばんこの里会館のカフェというのは、
あそこのカフェスペースを使うんじゃないかと、3階とかのホールを使って、今、やってみ
えているのか、その辺をちょっと教えてください。

栗田健康福祉部次長兼健康福祉課長

ばんこの里会館のどこの場所でやっているかはちょっと確認せずに来てしまったので、
場所はわからないのですが、ずっとやっているわけではなくて、2カ月に1回とか、そう
いうレベルですので、そのときだけ場所を借りてやっているということです。ただ、東の
方専門ということではもちろんないんですが、場所的にばんこの里会館ですと、どうして
も1号線を越えていかなきゃいけないということになって遠いですし、手近なところで来
ていただくということもありますので……。ばんこの里会館の1階だそうです、失礼しま
した。ばんこの里会館の1階で定期的にやっている、いつもやっているということではあ
りません。

日置記平委員長

町田課長補佐、よろしいか。今の件やね。

芳野正英委員

地域の皆さんがこのNPOをやってみえて、それにサロンの形でされるというのであれば、まあまあ反応あるかと思しますので、そこは了承しました。

次の認知症地域支援体制の推進事業費なんですけど、先ほど、この「くすのき手帳」の見本も見せていただいているんですけど、ちょっとその制度全体の部分がわからないので、ちょっととんちんかんな質問かもしれませんが、これは家族の方に関係したことなんですけど、例えばその家族の方が遠くにおられて、成年後見人とかを指定されていた場合は、これ、同様に成年後見人が通常は管理するもので、例えばその場合なら、その方が成年後見人であるというような書き込みなんかページとしてあったらどうかなというのをちょっとぼんやり考えたんですけど、もし、これ、そういう意図ではないんだというんやったら、また申しわけないですけど、その辺はどうですか。

坂田介護・高齢福祉課長

委員からご指摘いただきました件に関しましては、この「くすのき手帳」の作成に関しましては、現在、いろいろ検討している段階でございますので、ご指摘の点は確かに大事なポイントだと思います。これは、認知症高齢者の方をその周りの方がみんなで支える、そのための連携ツールという位置づけで考えておりますので、成年後見の方がどういう形で入っていくかというのも、そのご指摘をいただいて、これからの検討の中で、ぜひそのことを含めて考えていきたいと思っております。

以上でございます。

芳野正英委員

ありがとうございます。成年後見のトラブルもあると思うので、その成年後見人をもし選任した場合の、それを外部のこういう医療関係者、介護事業者もわかるような形に、例えばこの「くすのき手帳」の中に入れておくとか、そういうことも考え得るかなと思しますので、またぜひ検討いただければと思います。

以上です。

山本里香委員

「(仮称)くすのき手帳」について、私も、なかなかこれ、どうやって使っていくのか

なということでお伺いしたいと思います。見本の今の案として出していただいている、大判でつくっていただいた、六、七ページのは、この方の基本的なデータというか情報で、それをめくって9ページのところが、連絡をする連絡票みたいな、これが幾つも後ろについているというイメージだと思うのですが、保育園などでお便り、連絡帳みたいな感じで使っているような形で、例えばデイサービスのところを使ったり、お医者様に行ったりしたときに、ここへそれぞれの関係者の方が書いて、家族と一緒に住んでいる場合も、住んでいない場合もありますけど、これを書き合うというのかな、変化があったときにとか、常時というのは大変難しい、忙しい中で、ヘルパーさんなんかも忙しいかなと思うんですが、これを書きとめておかななくては、ヘルパーさんが昼間に入られて、夜、ご家族の方が帰ったときに、どうしても伝えなくちゃいけないこととかいうので使うような、保育園の連絡帳みたいな形なんですかね。

坂田介護・高齢福祉課長

申しわけございませんでした。手帳の説明のほうをしませんでしたので、申しわけございません。委員ご指摘のとおり、この手帳の6ページ、7ページのところは、この方の基本的なところ、介護サービス、どのようなものを受けてみえるとか、医療機関、どこでかかってみえるかということを書き込んでいただく。そして、その後の8ページ、9ページにつきましては、まさに、委員おっしゃっていただいたとおり、お便り帳のようなもので、これはおおむね1カ月1枚程度の使い方かなというふうに現在は考えておるんですが、ご家族さんと、それぞれ介護事業者さん、お医者さんが、その時々々の状況を書き込んでいただいて、できるだけご本人さんの状況がつぶさにわかるようにということで、枚数的には、これが1カ月1枚というのは1年間分12ページぐらいを挟みこむという内容でやっていくということで今、検討中でございます。

山本里香委員

実際、利用していくときの利用の仕方って大変難しいかなと思いながら、それこそ変化はその方によってもいろいろ違うし、必ず伝達しなきゃ。本人さんにそれだけの管理する力がない場合、今は電話をいただいたりとか、メモを残していただいたりとかしてもらっていると思うんですが、一月に一遍ぐらいというイメージになると、定期的に通院されている方が通院をしたりするとき、あるいは、ケアプランも確認するのが月に一遍というよ

うな内容かなと理解をしました。

私、これ、毎日とか、週二、三回、サービスに行ったときに書いてもらったりするようなことになると、それが本当は必要なのかもしれないなと思いながら、大変な作業量にこれがまたなっていくのかなと思ったので、お伺いしたところですけども、実質的に有効に使われるように、また細部も検討されて、なだらかに利用が促進されるようにというふうに思います。またいろいろ検討してください。

日置記平委員長

他の委員の方、どうぞ。

(なし)

日置記平委員長

ありませんね。

では、議案第58号平成25年度四日市市一般会計補正予算(第3号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出、第3款民生費、第1項社会福祉費について、採決をとらせていただきます。討論ございませんか。

(なし)

日置記平委員長

では、賛成の委員の皆さんの挙手を願います。

(賛成者挙手)

日置記平委員長

ありがとうございます。

全員賛成です。可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第58号 平成25年度四日市市一般会計補正予算(第3号)、

第1条歳入歳出予算の補正、歳出、第3款民生費、第1項社会福祉費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

日置記平委員長

ちょっと時間5分ほどありますが、これ、説明に時間かかりますか、付託議案の第60号、第61号、第62号、何分ぐらいかかるものでしょう。あれだったら、かからなければ、説明だけ受けて、休憩に入りたいと思いますが……。

(「全部で七、八分」と呼ぶ者あり)

日置記平委員長

では、済みません、説明をお願いいたします。60号から。

議案第60号 四日市市介護保険条例の一部改正について

議案第61号 四日市市国民健康保険条例及び四日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

議案第62号 四日市市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第64号 四日市市障害者自立支援施設条例の一部改正について

松岡保険年金課長

資料につきましては、教育民生常任委員会関係資料のうち、健康福祉部資料ナンバー4でございます。教育民生常任委員会資料のほうをお開きいただけますでしょうか。健康福祉部資料ナンバー4でございます。

日置記平委員長

よろしいね。

松岡保険年金課長

資料につきましては、そのナンバー4の中の1ページでございます。

議案第60号四日市市介護保険条例の一部改正、それから、議案第61号四日市市国民健康

保険条例及び四日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について。それから、第62号の四日市市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございますが、改正内容につきまして共通しているところから、私のほうから一括してご説明させていただきたいと思えます。

資料の1ページでございます。平成25年3月でございますけれども、地方税法の一部を改正する法律によりまして、延滞金の割合の特例の見直しが行われているところでございます。これに準じまして、介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る延滞金の特例部分について、各条例の一部改正をお願いしようとするものでございます。

資料の2の改正の内容でございます。表のほうをごらんになっていただきたいと思えます。上の段が、納期限から1月以内、下の段が、納期限から1月後というところでございまして、太枠の中をごらんになっていただきたいと思えます。延滞金の割合の特例部分でございますが、改正前につきましては、納期限から1月以内のときは、基準割引率プラス4%、それから、1カ月後のときは特例はございません。この基準割引率といいますのは、商業手形の割引率、従来の公定歩合のことございまして、現状では0.3%でございます。したがって、注1のところでございますが、改正前では1月以内の場合は4.3%となるところでございます。

左側の特例の改正後でございますが、今の改正前の内容を、納期限から1月以内のときは、貸出約定平均金利プラス1%に1%を加えたもの、それから、1カ月後のときは貸出約定平均金利プラス1%に7.3%を加えたものと改正しようとするものでございます。ここで言います貸出約定平均金利とは、国内銀行が行いました短期貸付の平均金利のことございまして、改正後の条例では、前々年の10月から前年の9月までの平均で財務大臣が告示するものと規定しようとしてございます。

注2をごらんになっていただきたいと思えます。直近の平均金利を1%で試算いたしますと、納期限1月以内のときは、貸出約定平均金利1%プラス1%に1%を加えまして3.0%、1カ月後のときは、貸出約定平均金利1%プラス1%に7.3%を加え9.3%、こういったような試算でございまして、改正前から変更をしようとするものでございます。

施行につきましては、平成26年1月1日を予定してございます。

私のほうからは以上でございます。

同じ資料の2ページをごらんいただきますでしょうか。私のほうからは、議案第64号四日市市障害者自立支援施設条例の一部改正についてご説明を申し上げたいと思います。

条例改正の目的は、介護報酬を利用料金として指定管理者が収受する利用料金制から、市が介護報酬を本市の収入として徴収する使用料制に変更することにより、指定管理施設の安定的な運営を図ることで、利用者の方々が安心して生活できるように関係規定を整備するものでございます。

障害者自立支援施設たんぼぼは、平成2年に、知的障害者福祉法に基づく通所の知的障害者更生施設として西日野町に開所しております。当時、社会参加の難しかった最重度の心身障害の人たちの通う施設として整備をいたしまして、食事や排せつ等の介助が必要なことから、国が定める利用者7.5人に対して支援員1人という職員の配置基準を大幅に超える、利用者1.75人に対して支援者1人という職員を配置いたしまして、介護報酬に加配職員分の人件費相当分を含めて四日市市社会福祉協議会に運営を委託してまいりました。

平成18年度からは、サービス向上と経費節減を目的として、20年度までの3年間を指定管理期間とする指定管理者制度を導入し、翌19年度には、施設の体系を、知的障害者福祉法に基づく通所の知的障害者更生施設から、障害者自立支援法に基づく生活介護サービスを行う施設へと移行しております。生活介護サービスを行う施設の国が定める職員配置基準は、利用者2人に対し支援員1人と、たんぼぼの職員配置基準に極めて近い形になりました。

法定基準に基づく介護報酬のアップにより、介護報酬のみで運営可能の見込みとなったことから、従来は市が施設運営費を委託料として支払っておりましたが、第2期の指定管理期間がスタートする平成21年度からは、介護報酬を利用料金とした利用料金制を導入し、市からは委託料の支払いをせず、介護報酬で施設運営をお願いしてまいりました。

しかしながら、平成26年度以降、この5年間で、たんぼぼの利用者、保護者の高齢化に伴う出席率の低下や、施設入所等による減員、日額方式で算定される介護報酬の変動等の影響により、利用料金制度では安定的な施設運営に支障を生じる可能性がございます。そのため、本市が四日市市社会福祉協議会に事業運営を委託しております共栄作業所やあさけワークスと同様に、市が介護報酬を本市の収入として徴収する使用料制に変更することにより、安定的な運営を確保し、引き続き、民間施設での受け入れが困難な最重度の心身障害の人たちを安定的に受け入れるセーフティーネットとしての役割を果たしていきたいと考えております。

3ページの表でございますが、年次別にたんぼぼの委託形態や介護報酬の流れ、運営収入等について推移をあらわしたものでございます。

続きまして4ページでございます。こちらの表は、平成21年度から24年度までの在籍人数や介護報酬などについて、その実績と平成25年度の見込みについて一覧表にしたものです。表の下から3行目、収入合計欄の推移をごらんいただきますと、平成23年度から24年度にかけて下がっております。これは従来、県補助事業として、送迎費を介護報酬とは別に助成をしておりましたが、24年度から国が介護報酬のほうに組み込んでまいりました。その際、従来、助成してきました額よりも低かったものですから、トータルとして収入合計が下がっております。

また、平成24年度から25年度にかけて収入が下がっておりますのは、保護者の方の高齢化により、別居されていた身内の方が、本人や保護者の方を引き取られたという理由と、それから、もう一人は別の方ですけれども、利用者本人の高齢化に伴い、別の施設に入所されて、たんぼぼを退所され、利用者が減となる見込みのためでございます。

このような傾向は、利用者の年齢や家族構成を見る限り、今後も続くものと想定しております。その推移予測を数値化したものが5ページの表になります。特別支援学校きらら学園の在校生のうち、卒業後の進路としてたんぼぼを選択され、新たに通所される方を加味いたしましても、緩やかに減少し、介護報酬は利用される方の日額に応じて算定されることから、今後5年間の間に収支がマイナスになるものと想定しております。このような状況から、今回、障害者自立支援施設条例の一部改正をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

日置記平委員長

説明が終わったところで休憩に入らせてもらいます。再開は2時16分をお願いいたします。

14:06 休憩

14:17 再開

日置記平委員長

それでは、再開いたします。

休憩前に説明いただきました第60号、第61号、第62号について、委員の皆様からの質疑をいただきます。

小川政人委員

1ページの延滞金って幾らぐらい、年間、延滞金未収入のあれ。

松岡保険年金課長

国民健康保険料でございますが、平成24年度で約1100万円ほど、それから、後期高齢者医療保険料のほうでは約27万円ほどでございます。後期高齢者医療保険料のほうは年金特徴が原則でありますので、こうしたような実績でございます。

小川政人委員

延滞金は全部もらっとるといふことか、それとも一部、それは一部。

松岡保険年金課長

延滞金の請求につきましては、滞納処分を執行した場合であるとか、一定文書催告なりで、今回とあわせて請求して収納しているというような実態でございます。

小川政人委員

だから、全部収納しとる、税の固定資産税なんかやと免除しとるところもあるやんか、その辺のどういうことをしとるの。

松岡保険年金課長

失礼いたしました。延滞金で減免申請なりをいただいて、延滞金を徴収していない部分も確かにございます。

小川政人委員

割合はどれぐらいだ。

松岡保険年金課長

失礼しました。延滞金の減免でございますが、国民健康保険料でありますと、平成24年度で約1200万円、それから、後期高齢者医療保険料のほうでございますが、40万円ほどでございます。

小川政人委員

大体同じぐらいあるということやね。それ、不公平と違うの。

松岡保険年金課長

延滞金の減免につきましては、生活実態であるとか、個別の状況を聞かせていただきまして、生活困窮であるとか、いろんな理由に基づきまして減免の処理をさせていただいております。納付をいただいている方につきましては、そうであるかということ必ずそうではないんですが、こういった部分で今、すみ分けをして、頂戴するものと減免するもの、今、申しあげましたような実績となってきましたでございます。

小川政人委員

その選別がようわからんのやけど、結局、取りにくいところからは取らんでおこうよとかいう世界の話かなと。違う。

松岡保険年金課長

取りにくいというご指摘でございますが、国民健康保険料なりの滞納額の差額でございます、そういったところの部分と延滞金の部分、あわせて取り組みを進めていかななくてはいけないところかなと思うんですが、実績としまして、今、申しあげたところの範囲内にとどまっておるといふような実態でございます。

小川政人委員

そうしたら、後でええで、延滞金がつく滞納金の全体額は幾らか。それで滞納金全体の額で、収納するわな、延滞金が発生して、集金して幾らになる、幾らか、それから、取っていないのは幾らになるかというのがわかる……。

松岡保険年金課長

延滞金につきましては、本料が収納された時点で確定してまいります。現在、多額の滞納がある中で、その部分についてどれだけの延滞金がつくのかというのは、これが算出できないような実態でございますので、その部分についてはご容赦いただきたいと思います。

小川政人委員

本料をもらって、本料があって延滞金があるやろ。それがわからない……。

松岡保険年金課長

平成24年度で確定した内容につきまして、資料として提出させていただきたいと思いません。

小川政人委員

はい、後でええで。

芳野正英委員

たんぼぼの部分で、追加資料の、ごめんなさい、さっきの収支の部分のところ、説明を聞き逃していたんですけど、一番最後の5ページの収支見込み、平成26年度からの、これは、このまま介護報酬を利用料金としたままの見込みだったのか、改正で委託料として変えた場合の見込みだったのかというのを、それ、教えていただけますか。

水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

利用料金制をそのまま引き続いてずっと続けた場合に、介護報酬としてどれだけ入るかというので算定しました。

以上でございます。

芳野正英委員

そうすると、これ、こういう見込みなので、委託料、使用料にして委託としていくというお話なんですけど、これ、報酬改定が今後どうなるかにもよるんですけど、今、見てい

ると債務負担行為限度額のぎりぎりだなと、限度額がぎりぎりだなという気もするんですけど、この辺の見込みとかをどう考えているのか。もし、今後、その改定、これはまた改定のほうは議案が別ですけど、もしそのことも考えると、この債務負担行為限度額の少し増額とか、変更も考えておいたほうがいいかなと思うんですけど、その辺、どうでしょうか。

水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

介護報酬の改定につきましては、3年ごとに見直しを図られまして、平成23年度末、平成24年度からですので、平成24、25、26年度は同じで、平成27年度にまた改定の予定でございますけれども、今回、その分については見込んでおりません。

今、一定その指定管理者制度の中で、極力、指定管理者さんでご努力をいただいて、支出のほうも抑えていただくというふうなところも一定必要でございますので、平成25年度の年度当初に債務負担行為限度額としてこの金額をお認めいただいたという状況でございます。ですので、よほどのことがない限りは、この債務負担行為限度額につきましてもこのままという形でまいりたいと思っております。

以上でございます。

芳野正英委員

先の話なので、この流れで改定、まだちょっとわからない部分もあるので、今の見込みですけど、もしその部分の変更がある場合、また柔軟に対応いただければなと思うんですけど、一定、あくまでも見込みなのであれなんですけど、この5ページの部分で言うと、支出の見込額が、従来の収支の4ページの支出額に比べて上がってきていると、支出で見ると1000万円ぐらい上げた見込みをされているんですけど、収入が減っていく見込みは大体わかるんですけど、支出の増になっている、この見込みというのはどういう要因なんでしょうか。

水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

たんぽぽにつきましては、指定管理者は実は社会福祉協議会のほうに特定指定という形をお願いしております。今、現状、実質介護に当たってみえる方、支援員さんですが、正職さんが6名、嘱託さんが9名、臨時さんが11名といった比率でございます、臨時さん

の比率がかなり大きくなってきております。一方、利用者さんのほうはどんどんどんどん高齢化をしてきておりますので、少し介護のときに手が離れたりして、万が一、転んだりとかをしますと骨折してしまったり、大けがをしたりというふうな状況になったりする場合がございます。したがって、職員の配置に関しまして、少し臨時さんから嘱託さんへといったところに身分のほうをかさ上げをしていただいで、もう少し手厚い介護をしていただきたいというふうな思いが一つ、その点が増額の原因のまず一つ。

それからもう一つは、消費税のほう上がる見込みというので、財政経営部のほうと調整の結果、その分も見込んで計算をしてございますので、その金額をはじかせていただいたというところでございます。

芳野正英委員

その理由はわかりました。それで、このたんぼぼの減員で、高齢化していくので、減員されていく見込みなんですけど、今後、重度障害者の方というのはまだほかにもおられるので、例えば若い入所の方を新規に入れるとかということは余り考えて……。

水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

基本、たんぼぼは、知的と身体の重複重度の障害の方が入られる施設というふうに位置づけをしております。毎年度、実は、県のほうにございます特別支援学校きらら学園の在校生が希望されるときに、このたんぼぼのほうにもお入りをいただくわけですが、今、例えば3年生の方、2年生の方、1年生の方が何年度に何名入られる予定なのかというのはつかんでおまして、その方の数を足しても、退所される方のほうが多いというふうな形でこの推移をはじめておるところでございます。

以上でございます。

芳野正英委員

最後に、その部分でお聞きすると、たんぼぼといったような施設で入所を待っているような方というのはおられないということですか、きらら学園の新規で卒業された方の入所以外で、市内のほかの部分で待っていらした方が入るとか、そういうことはないんですか。

水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

現状では、在校生以外にはいらっしやいませんけれども、ただし、公の施設としてセーフティーネットの役割は果たさなければいけませんので、定員35名でございます。したがって、あきがございますので、例えば比較的軽い方を入れますと、指定管理者側からすれば収入になりますので、その分、経営が楽になるということにはなるんですけども、それですとセーフティーネットの役割を果たしませんので、万が一、転入の方とかが見えただけの場合には、どこも行く場所がないと、たんぼぼのほうできちんと受け入れをしなければならぬというふうな実情がございますので、その辺のところは考慮してございます。

以上です。

芳野正英委員

わかりました。

中森慎二委員

たんぼぼのことなんですが、特定の指定管理者で社会福祉協議会さんをお願いをしている部分で、この議案そのものを根本的に反対するつもりではないんだけど、指定管理者は収入、利用料金を徴収するという一つの職務の中で、指定管理者の権限として担保してくれる理由を聞いたと思うんですよ。その指定管理者の経営安定のために、それを取り上げて、市の収入として徴収する使用料として変更したいんだというのが今回の条例変更案だと思うんだけど、芳野さんのご質問にもあったように、平成26年度からの収支見込みの支出のふえる部分については、それは指定管理者、特定なんですから、支出見込みに、今言われたような臨時から嘱託へという人件費のシフトに伴う増については見込んでおいてあげればいいいわけで、そうすると、何が問題かということ入所者の変動ですよ。26年度の推移を見ていても、出入りがあったとしても1人、2人という話の推移で、それで大きな収入の変動があるとすると、ここの言う指定管理者は、例えば営業努力をして入所者をかき集めてくるという種のものではないわけで、そうすると、もっと突き詰めたら指定管理者にそぐわないんじゃないかと、そういう話にもなりかねないところが私はあると思うんですよ。

だとしたら、今後、指定管理者の契約変更をまた新たに、今、特定ですからね、社協と直接話をしたらいいわけなので、支出見込みに対する上積みを見込んであげればいいい話だし、在籍者の人数、年度による1人、2人の変動に伴う収入変動については、年度単位で

収支を合わせてあげるような対応策を指定管理者の契約要綱の中に織り込んでおけば、何も問題ない話じゃないのかなと私は思うんだけど、どうしても市の徴収する使用料に変更しなくてはならないというものなんですかね。というのは、指定管理者にお願いしていたら、それはそれでお願いしておいて、年度末の収支、どうしても収入が入所者の数で見込みを下回っている部分の補填については別立てで考えてあげるとのことさえ保証してあげれば、何も社協さんの営業や収益部分について不安定さを生むということにはならないと思うし、ここで言う200万円とかという話が、社協さんの年度の収支に大きく傾くような影響があったら、私らもちょっと、ほかの委託事業も含めて、市から行っているいろんな事業を考えたときにちょっと考えにくいところもあるので、そういうことを考えれば、救済措置が幾らでもあるんじゃないのかなと私はちょっと思って質問しているんですけど。

水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

委員さんがまさにおっしゃるとおり、赤字の補填をするというふうな仕組みもございませけれども、日額で収入のほうが決定的なというふうな仕組みであったり、あるいは法改正のほうで、特に障害福祉に関しましては結構頻繁に行われたりというふうな形で、今も収入の変動というのが結構ございまして、安定的な、長期的な、今、中長期的な視野に立った安定的な施設運営という観点からすると、各年度、各年度で補填していくというやり方について、それがなかなか難しいところもありまして、財政経営部ともちょっと調整をさせていただいたんですけども、赤字を補填するという方式よりは、こういうふうな形の委託料制と申しますか、使用料制と申しますか、使用料制に切りかえたほうが、中長期的な視野に立ってずっと見たときには人員配置なんかもやりやすいんじゃないかというところで、このような形で議案として上げさせていただいた状況でございます。

中森慎二委員

ちょっと理解できないんですけど、指定管理者、特定の社協さんなので、市と一体の中での業務をやっていただいていると思っているんですけども、今、この方式を導入するとすると、収入は別ですよと、市で管理しますよ。支出だけ、あなたたちでやりなさいという。本来の指定管理者の役割から見ると、ちょっと僕は、ほかでやっているところもあるというのもそうなのかもわからないけれど、本来の形じゃないんじゃないのかなと私は思うんです。やっぱりその収支というものが、指定管理者を担っている事業者が管理している

ということがやはり重要なことで、その上でやっぱり足りない、利用者の減というのか、その業種ゆえに営業努力では補えないものなら、指定管理者の責任の及ばないところの収入の減というのは考えてあげれば、何も問題ないんじゃないかなと私は思うので、本当の理由がよくわからないんですけれども。

もっと言うと、この収支見込みの平成26年度からの部分でも、27年度で赤字230万円ですけれども、支出見込みが従前よりもふえている部分、これを当然見込んでおけば、28年に向かっても収入合計はそんなにも変わっていないわけですから、あとはこの支出見込みがふえている、上積みしているわけですね。その分が、赤字の分が増額しているわけですよ。だから、指定管理者における支出見込みの人件費分を厚く見ておいてあげれば、収支のバランスとしてはもっと縮まるはずだし、その単年度における補填というものの制度は、指定管理者との契約の中で担保できたら、何もこれを変える必要はないんじゃないのかなというふうに思うのと、もう一つは、指定管理者の意識を持っていただくためにも、収支というものが一体の中で、使用料として、あるいは料金として徴収していただくという業務も一環の中にあるんだということを位置づけるべきじゃないのかなと思います。

これを変えることが決定的なメリットがあって、もっとこれを突き詰めるなら、指定管理者じゃなくて、やる必要があるんじゃないかと思うんです、そういうことが求められるならね。だから、業務委託でもいいし、指定管理者じゃなくても、そういう話になっていくんじゃないかなと思うんだけど。だから、これをもっと大上段で振りかざしていくと、指定管理者にするべき業務なのかというところまでちょっと入ってしまう話じゃないのかなと僕は個人的には思っているんでね、あえてちょっとお聞きしているんだけど、何か部長のほうでお考えでもあればお聞かせください。

村田健康福祉部長

ご指摘の点は、私自身も、いろんな考え方があるのかなという意味で感じているところでございます。本来、指定管理者制度というのは、施設管理も含めた、いわゆる委託のための制度であったというふうに理解しております。その中で、施設管理の割合の少ない業務についても本市は市全体として指定管理に移行をしておりますので、そういうところでご指摘を今いただいたのかなというふうに理解をしております。

ということで、今回、利用料から使用料に変えさせていただくというところにつきましては、指定管理なのか、委託なのかを含めていろんな考え方がある中で、今、最終的に、

こういう施設の運営については市のほうがきちんと責任を持ってやらなければいけないだろうと。収支一体的に指定管理者が管理をしていく、それは指定管理者の権利でもありませんし、義務でもあります。そういう中で、収入面が非常にこの先、ちょっと不安視をされていく中で、そういうことよりも、入所者の処遇とか、その辺について精いっぱい、社協さんには頑張ってもらいたいと、その分、きちんと安定した運営ができるように、市として支援できる方法として、今回、使用料にということの形に戻させていただきたいと、そういう考え方で今回、議案として上げさせていただいております。十分なお答えになっていないのは承知しておりますけれども、何とぞご理解をいただきたいというふうに思います。

森 智広副委員長

中森委員の関連ですけれども、要は平成26年度から人件費を上積みというか、臨時を嘱託職員にかえていくという方針でやっていると思うんですけれども、一応、これ、指定管理なので、指定管理、モニタリングレポートを見ているんですけれども、これ以外の社協さんの支出ってないんですかね、恐らく。設備関係は全部、市が出していますので、となると、21年度から5年間ですけど、5500万円、利益を出していますよね、収入として。その5年間は、社協さんの判断で、この人員構成、職員構成をやってきたわけですよね、人件費を抑えて。人件費、予定を見ましても700万から800万円ぐらい、予算より決算を抑えているんですね、社協さんのこのモニタリングレポートを見ると。やっぱり人件費圧縮分で利益を出していて、結局、人件費をちゃんとした人員構成に変えようと思ったら、真っ当な人件費になってきていて、結局、市が面倒を見なあかんみたいな、そういう流れになっていると思うんですね。

ですから、今まで年間1000万以上、利益を出してきていた社協さんというのは、じゃ、適正な人員配置じゃなかったんかみたいな、そういうふうにも思っているんですけど、その辺は、平成26年度から急に人員構成を変えなあかんようになるわけじゃないですよね。その辺はどうですか。

水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

従来、平成21年度から今のこの平成25年度に至るまで、確かに社協さんのほうでご努力をいただいて、人件費分をかなり圧縮をかけて、黒字を出しているというような状況がございます。ただ、幸い、今まで余り大きな事故はございませんけれども、どうしてもたん

ぼぼの利用者の方が、ご本人さんの意思で、とっさに手をすぐついたりとか、転びそうになったときにかばってみたいところが非常に難しく、相当数の支援員さんがどうしても必要というふうなところで、やはり今まで本当に幸い、事故がなくてよかったんですけども、今後もどんどんどんどん利用者さんのほうが、30から40代、50代というふうの高齢化をしまいます。そうしますと、どうしてもこの事故の比率というのが飛躍的に高まってくるのではないかというふうな不安もございます。やはり公の施設としては、安心・安全にご利用いただける施設でないとだめだというふうなところがございまして、このような形で計算をさせていただいたというところでございます。

森 智広副委員長

それはそうですよ、市がしっかりとやっていかなあかんという見方もありますし、じゃ、今まで、本来かけるべき人件費を削って利益を出してきたという側面はどうなのかと。ですから、私は、今、より適切な人員構成なら何とか理解できるんですけども、じゃ、今までどうとったんやというところを振り返ってみると、なかなかどうなんですかというところがあるので、投げかけているんですけども。ですから、ちゃんと施設利用者さんのためにそういった人員配置が必要だというのはわかるんですけども、これまでちょっと人件費を削減して、5年間で5000万円以上、利益を出してきていて、急に適正配置で、市に面倒を見てもらうというのはちょっと虫のええという話かなという思いはあります。これは意見であります。先のごことはいいんですよ。過去、本当によかったんかなという、そういう投げかけです。

日置記平委員長

他にいかがですか。

豊田政典委員

僕は、議案第60、61、62号と一緒に見ていたんですけども、考えてもよくわからない。このもとになっている地方税法の一部を改正する法律の趣旨、目的というのは何だったんですか。

松岡保険年金課長

地方税法の一部を改正する法律の趣旨としましては、昨今、低金利の状況を踏まえた措置というところでございます。

以上でございます。

豊田政典委員

金利が低いので、調整して、結果的にどうしようとしているんですか。

松岡保険年金課長

結果といたしまして、資料の1ページでございます、特例の部分について率を下げるということをしようとする、そういう内容でございます。

豊田政典委員

そうすると、下げることによって、延滞金が額が下がるわけですね。そうするとどうなるの。

松岡保険年金課長

改正後、どうなるかというご質問でございますが、結果としまして、延滞金の金額は、金額として下がってくるということが見込まれてございます。

豊田政典委員

議案聴取会の全体のと時から聞いているんですけど、何が言いたいかという、全部が一律の数字になっているのかな、結果的にね、それでいいんだろうかということなんです。つまり、全部が一律、そのまま出して、そのまま通っているだけじゃないか。地方議会、要らないわけですね。法改正の本来の目的があって、その効果が最も高められるであろう数字を各自治体は設定できるわけでしょう、できない……。

松岡保険年金課長

条例に規定してございますので、地方のほうで決める内容かというふうなことでございます。

豊田政典委員

であるならば、今回の数字が四日市市にとって適正かどうかという検証はなされたのかなという疑問なんです。

松岡保険年金課長

要するに、委員ご指摘の部分もございますが、税の延滞金の額と均衡を損なわないように措置をすることというふうな行政実例もございますし、そういったことから今回、地方税法の改正によりまして、税と並んで、準じて同じ内容のご提案をさせていただいているところでございます。

豊田政典委員

だから、議案第59号だったかな、税のほうの、同じ数字ですよ。それは、税なので、財政部が検討したのかな、したらあかんかったかもしれないですけど、もとはね。ここでは健康福祉部としてのやっぱり検証が必要だったんじゃないかなということが言いたい。何が言いたいかというと、そういうことですよ。議案として出す以上、自分たちの議案として誇りを持って出していきたいし、前もどっかで見たような気がするんですけど、我々もみずからの責任において表決するわけですから、国が出してきたものを、そのまま全国一律で全部スルーしていったんじゃ、ノーマークで通していったのでは、地方自治体、地方議会の意味がないので、そういった意識を持ってお互いに頑張りましょうという感じですね。

中川雅晶委員

小川委員に関連するんですけど、後期高齢者医療制度とそれから国民健康保険の改正において、さっき課長がおっしゃいましたけれども、例えば徴収するかしないかというのを、介護保険のほうはどうか。

坂田介護・高齢福祉課長

私どもは、延滞金の賦課に関しましては、ルールどおり賦課ということで、これにつきましては、賦課したのものはお支払いいただくということで、滞納者のほうとは交渉をさせていただいております。

以上でございます。

中川雅晶委員

上三つについても、多分、高齢者医療制度と国民健康保険は同じところが所管しているので、同じような運用になっていると思うんですけど、介護保険は、今言うように、全額、基本的には全部賦課して徴収しているというような答えだったので、例えば滞納の調定額の中には、これは延滞金は含まれていますか、含まれていませんか。

坂田介護・高齢福祉課長

延滞金調定に関しましては、延滞金を実際に徴収するときに調定をさせていただく、いわゆる事後調定というものでございます。

中川雅晶委員

これは、この会計上の滞納額の中には入っていないということなんですかね。

坂田介護・高齢福祉課長

入ってございません。

中川雅晶委員

三重県の地方税管理回収機構は、これは延滞金については徴収していますか、していませんか。

松岡保険年金課長

回収機構の内容につきましては、申しわけございません、掌握してございません。

中川雅晶委員

多分、どれだけの割合かわからないんですけども、かなりの額、滞納額という形で回収していると僕は思っているんですけども。

もう一つは、このようにちょっとばらばらで、なおかつ、この施行期日が平成26年1月1日からの施行になってくるので、当然、滞納者の、先ほどからずっと話題になっていま

す滞納者の中には、この同じ人が、1月1日を境にして税率が変わってくる部分もありますし、全く、ばすっと分かれるケースも出るかもしれないですし、またそれぞれの保険料、また税金、それぞれのところでかけている、かけていないという差があるので、確かにかなりの金額なので、これは制裁的な要素が多分にありますので、税率を見るだけでも、今までが異常に高かったというか、本当に高金利というか、貸金業みたいな金利になっていて、裁判の法定金利でも5%なので、それを思っても高いなと思うのが常だと思うんですけど、それを少し下げたというので、全て条例を変更されていくという意図はよくわかるんですが、ただ、運用に当たってはいろんなケースがあって、やっぱり高額に滞納が残っていると、この比率というか、金額というのは本当に大きな金額になってくるので、一生懸命、自分の滞納した分を支払いをされていくという中において、当然、減免申請の中で減免をされることはあってしかりやと思うんですけども、その辺の対応が、介護保険とそれから国民健康保険で余りにも違ったりとか、税とまた介護保険が余りにも違った場合に、非常に不信になる可能性もありますし、なおかつ、今言ったように1月1日を境にして変わる中において、その運用の仕方というのがやっぱり不公平感であったりとか、不信感を市民の方にあらわしてしまうということは余りよろしくないもので、しっかりとガイドラインといたしますか、この要件がきちりと整えば減免申請をしていくと。それもほかの複数にわたる滞納の中において、統一したような形で運用されるようにしなければ、やっぱり先ほど言ったように不信感とか、不満感とか、またそういう不公平感とかが出てくる可能性があるもので、ぜひその辺の運用について、きちりと考えを持ってやっていただくようなことかと私は思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

坂田介護・高齢福祉課長

委員ご指摘のことはおっしゃるとおりだと思います。同じ部の中で扱いが余りに違うというのは、それは確かに不信感という部分につながってくる可能性もございます。ただ、延滞金が発生する状況というのも個々の保険料によって違う場合もございますので、よくその辺を見定めた上で、ただ、部の中でその扱いが余りに違うという、バランスが失われておるということにならないように、それについては今後、これを契機に中でもよく検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

中川雅晶委員

ぜひ、検討して、収納推進課と、それから原課に戻ったときの対応であったりとか、賦課による差異が出るようなことがないように、また、部内の中において、それぞれの保険において違うというようなことがないように、十分にご留意いただけるように強く要望しておきます。

森 智広副委員長

たんぼぼの確認ですけれども、平成26年以降は職員の方の構成が変わるということですが、正職員が6人、嘱託が9人、臨時が11人というような現状がどう変わるんですか。

水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

現状、今、正職が6名、嘱託職が9名、臨時職員が11名というふうな形でございますので、嘱託職員と臨時職員の比率が逆転しているといえますか、嘱託職員のほうを、臨時さんから嘱託職員のほうにもう少し比率を上げて、ふやしていただきたいというふうなところで、何人以上というのは特に、社協さんのほうにはそこに踏み込んだ形で規定をするのはなかなか難しいんですけれども、せめて比率を上げていただきたいというふうなところでございます。

以上です。

森 智広副委員長

今、嘱託の方と臨時職員の方の平均年収とか、報酬は幾らで出ていますか。

水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

嘱託職員が大体380万円前後ぐらい、臨時職員のほうが150万円前後ぐらいでございます。

森 智広副委員長

平成26年度で大体1億1200万円ぐらいになって、25年度比で600万円ぐらいふえますね、600万円のうち300万円が消費税ですか、残り300万円が人件費とすると、1.5人か、1人から2人ぐらい入れかわるということですか。

水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

そのとおりです。

森 智広副委員長

28年度からの増額は、これまた消費税ですか。

水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

そうでございます。

森 智広副委員長

ここに人件費としては含まれていないんですか。

水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

人件費は含まれてございません。

森 智広副委員長

結局、嘱託の方と臨時職員の人員構成の逆転というのは、これ、実際、本当にかなうかどうかというところが大事だと思うんですけど、例えば指定管理なので、要は要請どまりですよね、あとは指定管理者で判断してくれなんですけれども、現状、予算よりも決算が700万、800万円も安くて、抑えている中、こういった人員構成の逆転というのをしっかりと担保できるんですか。

水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

当然、その事業計画の収支予算なりというのを出していただくわけですけれども、まず、その指定管理に諮っていく過程の中で指定管理者の審査会がございます。その中でも審査員さんのほうにきちんとこの辺のところを伝えた上で、審査に諮っていただくというようなプロセスを経た上で決定していきたいというふうに思っております。

森 智広副委員長

しっかりとその人員構成のために変えるんですから、その部分というのはチェックしてもらいたいですし、チェックされるんだと思いますけれども、やはり変える一番の意味が人員構成ですので、その辺はしっかりしていただきたいなと思います。

中森慎二委員

済みません、たんぼぼがちょっと中途半端になっていたのもう一度確認するんですが、今の副委員長のお話は人件費ベースの見直しのことなんですが、もっと基本的なこと、先ほども申し上げたように、たんぼぼを指定管理者に出すことが本当にそぐうのかどうか、その必要があるのかどうかというところの考えが、今、この条例案も関連して、この収支の話だとかが出ていて余計に感じるようになってきたんですよ。指定管理者の募集も今、やっていただいているんだらうと思うんだけど、今回、その部分をとめることの話まで及ぶつもりはないんだけど、次回の5年間の中で、少なくとも利用料金から使用料に変えることまでして指定管理者でお願いしていかざるを得ない施設なのかどうかというところの検討をぜひ詰めていただけないかな。これはもうちょっと聞かんらん話なんだけれども、その中でいろんな功罪が当然あるんだらうと思うんですけど、これ、説明責任の中で、その部分がやはり利用者にとって、あるいは全体的な部分にとって、やっぱり指定管理者に出すべきというものがあるんだというものを含めて示していただかないと、ちょっと指定管理者のルールから外れてしまっているんじゃないのかなというのをどうしても感じているところなんですよ。

指定管理者ありきで動き出してきたところは過去あるんですけど、いろんな指定管理者も特定に変わってきたりとか、今、健康福祉部の中でもいろいろありましたね、障害者福祉センターの部分もあたりとか、変遷してきているのもあると思うんです。なぜ特定になってきたかということもその一つだと私は思うんだけど、今回の人件費の話だって、特定だからゆえにそんな話もできるわけですよ。でも、一般の公募の指定管理者はそんなのできないですよ。そのときに、そうしたら、そこまでして、このたんぼぼという施設を指定管理者にする必要があるのかどうかということ、もうちょっと踏み込んで検討していただく必要があるんじゃないかなと思うので、ちょっと宿題としてぜひ担保していただきたいなと思うんですけど、部長からもご答弁いただければありがたいんですけど。

村田健康福祉部長

ありがとうございます。先ほどのご質問のときにもお答えをしたとおり、いろんな考え方があるといのは、これは事実であろうと思います。また、導入時には指定管理者にできるだけという形で動いてきた、そういういきさつがあったということも、これもまた事実であろうというふうに思います。

この指定管理者制度の導入をどうしていくのかということにつきましては、私どものほうだけでご返事を申し上げることは大変難しいということをご理解をいただきたいんですが、主管部局のほうにも今回のご指摘についてはきちんと報告をして、検討させていただきたいというふうに思いますので、申しわけありませんが、よろしくをお願いします。

中森慎二委員

恐らく次回の見直しのときには、部長がひょっとしたらかわってみえるかもわからないので、ぜひそこら辺のところが見えればいいんですけれども、委員会の部分としてきちり担保していただくということ。

もう一つは、今、庁内全体の業務という話があったけど、でも、原課が本当に望んでいない指定管理者を庁内的な業務の中で押し込めるような議論があったとしたら、これは僕は逆に大きな問題だと思うんですよ。そのところはどんどんオープンにしてもらって、我々、所管の委員会で議論すれば私はいいと思うので、ぜひ多くの議論の中でよりいい方策に向かうような、業務委託なのか、指定管理なのか、どうやるかはわかりませんが、その議論に進めていただくことをお願いしておきたいと思います。

以上です。

日置記平委員長

他に。

小川政人委員

僕も中森さんと一緒なんやけど、利用料金を徴収しない指定管理なんて、あるわけがないと思うんやけど、いかに工夫して利用料金を取ってもらうかと、民間活力を生かすということと、利用料金が一番大事なところやと思うとるんやけど、それなしに民間活力って、ただの本当に委託だけの話や思うので、これは制度として成り立っていかんと違うかなと思うんやけど、だから、この業務は、指定管理をやめるならやめるってはっきり

りせんとあかん。中途半端に何でも出てきたので、5年間認めるかということ、なかなかそこは難しいところがあるので、これはちょっともう一回考えて、出し直しなよ。僕の意見。

村田健康福祉部長

済みません。ご指摘の点については、先ほどお答えしたのと全く同じ中身になってしまいますので、大変申しわけありません。本当にいろんな考え方があるというのは重々承知をしております。今回のたんぼぼにつきましては、今のご指摘のように、利用料金を徴収しない指定管理者制度はないと言われると、確かにそういうお考えはあるだろうというふうに私自身は思います。

ただ、現在のところ、こういった形で円滑に業務をやっていただいている中で、債務負担行為限度額も今年度でお認めいただきながら進めてきた。さらに私どもとしては、処遇の中身だけはきちんと確保できるようにという形で特定の指定管理者とも協議をしながら進めさせていただいていると、こういった事情もひとつご理解いただきまして、またご意見を賜りたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

小川政人委員

だけどさ、これ、お金で出す、金是一緒やんか、料金徴収しても。そうでしょう。市が使用料を収入するというけれども、指定管理者のほうに収入、利用料金を取らせても、市が持っている金是一緒の話の世界やんか。呼び方が変わるだけのことや、ただの指定管理料というか、指定管理の委託料にするかどっちか、呼び方が違うだけで、片一方の呼び方が違うだけで、使用料収入とか、利用料金って、名前が変わるだけのことであって、もともと名前を変えるだけで指定管理の目的というのがぐるっと変わってくるもので、そこをきちっとしとかんと、呼び方が違うだけで市が出す金是一緒やんか、管理料にしる、委託料にしる、そうやろ。債務負担で限度を決めて出しとるのやでさ。それだけの話や思うので、それをややこしい形にするで、何じゃ、指定管理なんか要らんわという世界になっていくわけやで、それ、出す金が同じなんやで、俺はそれ、ちょっとおかしいと思うで。まあ、ええわ、あんたの考えはあんたの考え……。

芳野正英委員

過去については答弁はそういう形かなと思います。私も中森委員や小川委員と同意見で、

見直しを進めていただければと思います。

もう一点、議案第60号に戻るんですけど、これ、確認ですけど、一応、地方税法上は本則で、この改正部分は特例というふうになっていますけど、現状の低金利のことを考えると、ほとんどずっと、過去20年ぐらい、もう特例のほうばかりが適用されていたんですか。わかりますか。

松岡保険年金課長

委員ご指摘のとおり、本則は本則でございまして、特例は特例で、実際、その金利状況が低いところを推移してございましたので、現状のところ、このところは特例のほうで適用されておると、そういう状況でございます。

芳野正英委員

その点はわかりましたので。ここも、先ほど豊田委員の指摘では、条例なので、利率の部分を変更できるというようなことをおっしゃっていたかなと思うんですけど、それは間違いなくそれでいいんですか。この利率は、ある程度の、自治体の範囲で変更ができるんですか。

松岡保険年金課長

今回の条例で規定させていただこうとされていますのが、特例部分の今までの基準割引率から貸出約定平均金利に変えようとするものでございまして、この金利の変動によって今後、実際の延滞金の率が変わってくるというところでございまして、条例の規定としましては、ご提案申し上げました、そんな内容でご理解をいただきたいと思います。

芳野正英委員

ということは、変動するのは、この金利が変動するから変動するだけで、条例としては、地方税法なので、多分、自治体の解釈の幅は余りないのかなということなんですけど、そこだけちょっと確認……。

松岡保険年金課長

失礼しました。

委員のご指摘のとおりでございます。地方税法に連動した内容で規定をさせていただいておるものでございます。

芳野正英委員

だから、多分、豊田委員の質問に対しての答え方が誤解を招くのと違うかなと思うて、自治体が自分で利率を設定できないですね。

松岡保険年金課長

大変失礼いたしました。自治体単独で料率を規定することは、これはできないものでございます。大変失礼しました。

日置記平委員長

よろしいか。

(なし)

日置記平委員長

よろしいね。

では、ここの部分の質疑を閉じさせていただきます。

討論はありませんか。

(なし)

日置記平委員長

ありません。

採決をいたします。

付託議案の議案第60号四日市市介護保険条例の一部改正について、議案第61号四日市市国民健康保険条例及び四日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、議案第62号四日市市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

日置記平委員長

ありがとうございます。

以上をもって、これは可決すべきものとして終わらせていただきます。

[以上の経過により、議案第60号 四日市市介護保険条例の一部改正について、議案第61号 四日市市国民健康保険条例及び四日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、議案第62号 四日市市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、別段異議なく可決すべきものと決する。]

日置記平委員長

次、議案第64号四日市市障害者自立支援施設条例の一部改正について、ご説明をいただきます。

(「いや、もう終わって……」と呼ぶ者あり)

日置記平委員長

ありがとうございます。済みません。少々私の頭の切りかえが悪うございまして、議案第64号四日市市障害者自立支援施設条例の一部改正について、討論ありますか。

(なし)

日置記平委員長

採決を、賛成でよろしいか。可決すべきとすることに異議ございませんね。

(「反対」と呼ぶ者あり)

日置記平委員長

小川委員、その反対理由……。

小川政人委員

条例を改正する必要、さらさらない。

日置記平委員長

条例改正する必要はないという……。

では、採決をとります。

議案第64号四日市市障害者自立支援施設条例の一部改正について、賛成の委員の皆さんの挙手を願います。

(賛成者挙手)

日置記平委員長

ありがとうございます。賛成多数であります。

よって本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第64号 四日市市障害者自立支援施設条例の一部改正について、賛成多数により可決すべきものと決する。]

日置記平委員長

以上をもって、時間も来ましたので、休憩に入らせていただきます。

その次は協議会、三重北勢健康増進センターの今後の方向性についてに入りますが、20分から再開いたします。

15 : 11 休憩

16 : 08 再開

日置記平委員長

それでは、委員の皆さん、お手元の資料ですが、行政視察ですけれど、いろいろとご意見をいただく期間を置くと10項目も出てまいりまして、どうやって選択するかというのが……。

(「まだ決まっていないのか」と呼ぶ者あり)

日置記平委員長

決まっておりません、日程が決まっているのみです。まず、それぞれの思いがあるでしょう。提案された方は、絶対これにしたいという思いもありましょうが、いかがでしょうか。ここに組み合わせ可能なパターンはA、C……。とにかく皆さんの意見をお聞きしましょう。

芳野正英委員

視察の、この10月にずらした真意は、やっぱり今後の取り組みの中で所管事務で何をしていくかというところもあるのかなと思ひまして、そういう部分で少し考えたらいいかなと思ひておひまして、そういう部分で言うと、学力向上ですとかという部分は要件に合ったのかなと思うので、1か2でいくと、Aパターンなんかを軸に考えてみるのも一つなのかなというふうに思ひますが、もし正副委員長のほうで何かありましたら、ご提示いただければと思ひます。

日置記平委員長

私もそんな考え方は、あなたの今、言わはったものと思ひておひました。実際、予算の審査ときにこの1番が出ておひましたので、そんな思ひはありましたが、でも、それが出てきましたので、皆さんのをそれぞれ尊重すると、これ、3回ぐらい行かんならん。

芳野正英委員

もう一点、その1番も私、非常に学びたいんですけど、中川委員が行ってみるとおっしゃっていたので、重複があるなど、ちょっと懸念はあるなど思ひたんですけど、中川委員が誘導できるというか……。

日置記平委員長

そうですね。コーディネーターとして……。

芳野正英委員

中川委員が1番でいいんやったら1番……。どちらでも結構です。

中川雅晶委員

私はどちらでも結構です。

日置記平委員長

コーディネーターができたね。7番ね。

どうですか、他の皆さん。

豊田政典委員

前にやった条例のところ。

芳野正英委員

そうです、そうです。

豊田政典委員

特殊要因があったんじゃないの。そんなことないの。特殊要因。

中川雅晶委員

特殊……。

豊田政典委員

特殊要因。

日置記平委員長

特殊要因。

中川雅晶委員

ああ、特殊だからできたということですか。それはないと。ただ、釧路市はそういう必要があったのは確かやと思いますよ。やっぱり生活保護率が高いということで、そういう危機感があったと思いますし、財界からそういう、高校から選抜した人を、就職したにもかかわらずなかなか基礎学力がないというところがもともとの出発点ですけど。でも、それはその事情等は別にして、公的なあれで、みんなでガバナンスをつくり上げたというのは、そんなに特殊要因ではないんじゃないかなと……。

中森慎二委員

私は、できたら能代市の、地道な改革で頑張られた学力向上というのはぜひ拝見したいなと思うんですが、あとは、それぞれの組み合わせの方向で調整いただいたらいいかなと思うんですが。

日置記平委員長

そういう意見が出てきたんですが、皆さん、この1、2でどうでしょう。

森 智広副委員長

1、2両方含むんですかね。

どっちかです。

日置記平委員長

あかんのか。

森 智広副委員長

はい。行程的に。

日置記平委員長

行程的に。

森 智広副委員長

1か2、どっちかにしましょう。

日置記平委員長

または2。パターン……。

山本里香委員

1または……。

中川雅晶委員

1または2、プラス3でやるという……。

日置記平委員長

そうか。

小川政人委員

夜遅うなるということ。

渡部議会事務局主幹

宿に着く時間がかかなり遅くなります。

日置記平委員長

何時ごろ。

渡部議会事務局主幹

9時か10時ぐらいに。

中川雅晶委員

去年はもっとすごい時間かかった。ハードな行程で、どこか行かれませんでしたか。えらい何か……。

日置記平委員長

ハード、あれ、すごかった。

中川雅晶委員

それを思うたら……。

日置記平委員長

そうそうそう、四国、岡山、それから金沢な……。

芳野正英委員

済みません、ちょっと提案で。1と2、それぞれ基礎学力の向上という部分なので、相手のあれもあるので、優先順位だけ、例えば1と2のどちらを優先するかを決めて、3から7の優先順位を決めるということで、あとは相手の日程等もあると思いますから、Aを軸にして優先順位を決めるという形でどうですか。

日置記平委員長

Aを軸にしてね。

では、事務局にちょっと……。

小川政人委員

もうここで決めやんと決まらへんに、時間あらへん。

中森慎二委員

学力向上について異論はないと思うので、それを基軸に、あと、ほかとの調整もあるので、正副一任でお願いしたらどうですか、もう。皆さんが異論なければ。

芳野正英委員

Aの方向で。

中森愼二委員

いろいろ調整してください。

日置記平委員長

そのようにご理解をいただきましたので、真剣に取り組んでみます。ありがとうございます。

(「よろしくをお願いします」と呼ぶ者あり)

日置記平委員長

もう一点、議会報告会ではありますが、これも日程、決まっています。3部門がありますね、私たちが担当したのは。これ、どうやってして、報告会の形式をするか、ご意見があったら、またこれも聞かせてください。

(発言する者あり)

日置記平委員長

まとめもやりますよね。

豊田政典委員

前回、少し分担しましたので、その方向で、早目に教えてもらえれば、準備できるので。それもいいかなと。総論的に委員長がやっていたので、個別については分担でもいいかなと。

日置記平委員長

という意見が出て……。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

日置記平委員長

じゃ、それも私たちにご一任いただけますか。

(異議なし)

日置記平委員長

ありがとうございます。

では、どうも、長時間にわたりましてありがとうございました。

これで全て終わらせていただきます。

16 : 17 閉議